

令和6年度政務活動費収支報告書

令和7年4月30日

山形県議会議長

殿

会派名及び

日本共産党山形県議団

代表者氏名

関徹



1 収支の状況

(単位：円)

項 目		金 額
収 入	政務活動費 (①)	720,000
支 出	調査研究費	
	研修費	
	広聴広報費	
	要請陳情等活動費	
	会議費	
	資料作成費	
	資料購入費	123,378
	事務所費	
	事務費	52,343
	人件費	
支出合計 (②)		175,721
残 余 (① - ②)		544,279

2 事業実施内容

経 費	事 業 実 施 内 容
調 査 研 究 費	1)行政の情報収集と以下の課題抽出 インターネット等を利用し、日常的に県政動向の把握を行い、定例会中は県予算分析、議案に関する資料収集する
研 修 費	
広 報 公 聴 費	
要 望 陳 情 等 費	1)「『令和7年度 政府の施策等に対する提案』【部局別】(原案)」について分析を行い、県議会に意見を提出する 2)2024年7月の豪雨災害の課題を整理し、県への提案を行う。 3)「2025年度 県政運営に関する提案・要望」についての調査
会 議 費	

3 事業の成果等

事業項目（目的）	事業の成果等
別紙	別紙

3 事業の成果等

【調査研究費】

1) 行政の情報収集と以下の課題抽出

インターネット等を利用し、日常的に行政動向の把握を行い、定例会中は県予算分析、議案に関する資料収集する

【事業の成果等】

インターネット等を利用し、日常的に行政動向の把握を行い、定例会中は県予算分析、議案に関する資料収集することにより、本会議での討論内容に反映し、県への提案や見解に結びついた（下記参照）。

（本会議での討論に反映した事例）

○2024年7月5日議決

請願17号「国に健康保険証廃止の撤回を求める」請願に不採択に反対討論

議員・委員会提出議案「山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について」対して反対討論

議員・委員会提出議案「山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について」の賛成討論

○2024年10月8日議決

知事提出議案「一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について」についての反対討論

○2025年3月17日議決

請願11号「人道的見地から『沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画』の断念を求める意見書の提出について」について不採択に対しての反対討論

請願23号「国に対し『選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書』の提出を求める請願書」について不採択に対しての反対討論

（見解として取りまとめた例）

○「2024年6月補正予算などについての見解」として7月5日に取りまとめた。（別紙参照）

○「2024年9月定例会などについての見解」として10月20日に取りまとめた。（別紙参照）

○2024年度補正予算・2025年度当初予算などについて「2025年2月定例会などについての見解」して2025年3月31日に取りまとめた。（別紙参照）

【要望陳情等活動費】

- 1) 「『令和7年度 政府の施策等に対する提案』【部局別】(原案)」について分析を行い、県議会に意見を提出する。
- 2) 2024年7月の豪雨災害の課題を整理し、県への提案を行う。
- 3) 「2025年度 県政運営に関する提案・要望」についての調査

【事業の成果等】

(県への提案に結びついた例)

○2024年7月の豪雨災害の課題として「7月25日からの豪雨災害に関する県への要望」をまとめ、2024年11月27日、2024年8月20日に県に提案を行うに至った。

(別紙参照)

○2025年度の県政施策の課題として「2025年度 県政運営に関する提案・要望」をまとめ、2024年11月27日、県に提案を行うに至った。(別紙参照)

(県議会への提案に結びついた例)

○2024年4月26日「『令和7年度 政府の施策等に対する提案』【部局別】(原案)」について会派としての意見を県議会に提出した。(別紙参照)

2024年6月定例会などについての見解

日本共産党山形県議団

団長 関 徹

石川 渉

2024年度6月補正予算が全会一致で可決・成立しました。日本共産党県議団は、補正予算を含むすべての知事提出議案に賛成しました。県民に対する説明責任を果たす立場から見解を表明します。

今定例会では、関県議が予算特別委員会質問で、「物価高騰について」「特別児童扶養手当の認定について」「高次脳機能障がい者支援センターと精神障害者保健福祉手帳交付のあり方について」

「不登校児童生徒対策」「避難所等のあり方」について、県民要求を提起して論戦を展開しました。

議会で多数を占める県議会自民党(26/43、県政与党でない)は、相次いで「鳥獣被害防止対策の推進に関する条例」「笑いで健康づくり推進条例」の議員発議を提案。一方、県政与党である県政クラブ(14/43)も「子育て基本条例の一部を改正する条例」を提案しました。

党県議団は、自民党が提案した「笑いで健康づくり推進条例」案について、笑うことについて行政が県民に義務を課す、人権制約だと反対。県政クラブも反対しましたが、自民・公明党の賛成で成立しました。

同条例案は県民からも多くの懸念の声が寄せられ、委員会での県政クラブの委員からも疑問が出されましたが、採決で可否同数となり、委員長(自民)裁決で押し通しました。その内容とともにその姿勢に強い怒りを抱かせるものです。

また、今定例会では、15年ぶりの海外政策課題調査事業(海外視察)の実施が提案されました。自民党3人と県政クラブの2人が8日間の日程でヨーロッパのドイツ、デンマーク、フィンランドを訪問します。県議団は、海外視察について県民に未だ根強い批判があること、物価高騰下で県民の理解が得られにくいこと、内容を見ても海外視察に行かなければならない必然性を見いだすことができないことなどを念頭に反対しました。反対したのは共産党だけでした。(詳細は後述)

他に「鳥獣被害防止対策の推進に関する条例」は全会一致で賛成。虐待対策強化を求める「子育て基本条例の一部を改正する条例」については、県議団は賛成しましたが、自民・公明党の反対で否決となりました。石川県議が賛成討論を行いました。山形県退職者連合が提出した「国に健康保険証廃止を求める」請願が不採択とされたことに石川議員が反対討論を行いました。

(1) 2024年度6月補正予算について

県2024年度6月補正予算には、昨年計上された原油価格・物価高騰対策関連はありませんでした。近年の物価高騰は、食料品、ガソリンなどのエネルギー関係を中心に上昇し続けています。昨年6月定例会では、国から約55億円配分が予定され、そのうち約44億円を予算化しましたが、今年度は、国からの追加予算は無く、新たな予算化の財源は、昨年度の繰越の8億円余りです。岸田首相は、6月、物価高騰対策を出しましたが、いつ県民に届くものとなるのか不透明であり、対応が遅すぎます。県議団には、県民、事業者から物価高騰の大変さの声が届いています。

医療機関や福祉施設では、電気代の高騰は経営に大きな打撃となっている声や、ひとり親世帯からは当初予算に計上されたコメの支援が未だ届かないこと、ゴールデンウィークは、ガソリン代が高くて子どもが行きたいと言ってもどこにも連れていけなかったとの嘆きの声が届いています。(詳細は

厚生環境常任委員会で石川議員が質問) 物価高騰対策を早急に実施すべきです。

今回の補正予算には、クマが指定野生鳥獣に指定されたことに伴う対策費、大型トイレカーの導入などです。大型トイレカーは1台2500万円です。県内被災時はもちろん、県外被災地へボランティアを派遣する際に、被災地が水道等を使えないことを想定して購入するものです。

(2) 自民党提出「笑いで健康づくり推進条例」案について

① 発議第13号、「山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について」に7月5日に反対討論をおこないました。内容は以下の通りです。

条例案は、「1日1回は声を出して笑う等、笑いによる心身の健康づくりに取り組むよう努める」として、「笑う」事を県民に努力義務として課すものになっています。「個人の意思を尊重し、その置かれている状況に配慮するものとする」という一文がありますが、「努める」という条文の意味は消去されてはいません。県に対しては、「笑いによる心身の健康づくりに関する意識の啓発に努める」と、県民の意識の変容に取り組む事を求めています。「笑いの日」の期間は、「毎月8日」と年間12回に及ぶものになっています。

笑いが健康の維持・増進に資するものであることを証明する有力な研究がいくつか発表されていますし、笑いが暮らしと人生に幸福感をもたらすものの一つであることについては、社会に一定の共通認識があると言えます。

しかし、笑う事及び笑わない事は、憲法が保障するところの思想信条の自由、内心の自由に関わる基本的人権の一つであり、健康増進も含めていかなる理由であろうとも、誰からも強制・指示・義務付けられるようなことがあってはならないものです。

障がいなどによって笑う事ができない県民もおられます、そうでなくとも、不安定雇用、低賃金、低年金、物価高騰等々、どれほど多くの県民が笑う気持ちになれないでいるか思いを至らせなければなりません。

日本国憲法は、戦前の政治についての深い反省の上に立って、基本的人権を永久に侵してはならない原理として位置づけ、国家権力による人権侵害がおこらないように、議会制民主主義、三権分立等の権力の制限を図りました。議会は、その理念を深く受け止め、政治が県民に義務を課す事については、常に自省的に、慎重の上にも慎重であらねばなりません。

今月に入って条例案に危惧を感じた県民がオンライン署名を立ち上げ、今朝その申し入れもおこなわれました。賛同者からのコメントの他に、Xでも20余りのツイートが拡がっていました。「条例で笑えと感情を強要するなんて、恐ろしすぎて言葉がありません」「みんなが自然に笑えるような政治をするのが県議会の仕事やろうが」などなど、主権者としての健全な感覚にもとづいた声があがっていました。こうした声を真摯に受け止め、条例案は撤回されるべきです。

② 定例会最終日、条例案に危惧を感じた県民・山形行政チェック有志会の方が電子署名を開始し、県議会事務局に署名、各会派に要請書を手渡しました。自主的な県民運動が立ち上がりました。

残念ながら条例案は可決してしまいましたが、県議団には条例への危惧の声が引き続き寄せられています。

条例が可決されたからといって、条例の撤回を求める私たちの立場にかわりません。この条例が存続する限り、どんな知事であっても、この条例をテコに、行政が県民に笑いを強要させないチェックが必要だと考えています。

また、今回の条例は、その内容はもとより、県議会で多数を占める自民党(定数43人中26人)、

自らが発議したどんな条例案でも、それが人権制約を課す条例だとの批判があっても、数の力で押し切ることができることを示しました。今後、第2、第3の「笑いの条例」が出てくるとも限りません。県議会のチェック機能として、県民とともに憲法を生かす県議会に取り組んでいきます。

(3) いわゆる「海外視察」、議運で共産に発言させず、本会議でも討論できず

いわゆる海外視察は、2011年以降、県民からの批判や経費縮減もあり、自粛が続いていました。2018年、2大会派間で議員一人当たりの費用を100万円から80万円に縮減するなど決定。以降、予算に政策提言充実強化費として800万円計上されていますが、使われることなく終わっていました。

今定例会では、15年ぶりの海外政策課題調査事業（海外視察）の実施が提案されました。自民党3人と県政クラブの2人が8日間の日程でヨーロッパのドイツ、デンマーク、フィンランドに訪問する内容です。

その内容を受け、関議員が、本会議に上程される前の議会運営委員会で発言を行おうと手を挙げましたが、発言は許可されず、本会議でも討論の前例がないとして、賛成多数で可決されました。

発言や議論を封じて、賛成多数で押し切るというやり方は、議会制民主主義を封じるやり方、少数意見封じのやり方であり、2重に怒りを持つものです。

私たちは、海外視察については県民に未だ根強い批判があること、物価高騰下で県民の理解が得られにくいこと、計画内容は視察の必要性を記載されているものの、海外視察に行かなければならない必然性を見いだすことができないことなどを念頭に反対しました。反対したのは共産党だけです。

(4) 予算特別委員会質問（6月29日）

関県議は以下の項目を取り上げました。

- 1) 物価高騰の下での県民の暮らしの現状認識と県の対策の考え方について
- 2) 特別児童扶養手当の認定について
- 3) 高次脳機能障がい者支援センターと精神障害者保健福祉手帳交付のあり方について
- 4) 不登校児童生徒とその家族に安心と教育を保障する取組みについて
- 5) 災害時の避難所等のあり方について

1) 物価高騰の下での県民の暮らしの現状認識と県の対策の考え方について

関委員は昨今の物価高騰について、生鮮食品は1.28倍、光熱費は1.09倍（2020年比）に高騰している。帝国データバンクの調査では、今後毎月、1千品目前後の値上げが続く見通しを示していると指摘。市内のスーパーでは、年配の女性が飲料コーナーをのぞきながら「牛乳たがぐで買われなくなった」とつぶやいていたことを紹介。一方で、県の物価高騰対策は、昨年度と比べ縮小していると訴え、物価高騰と負担増が県民を直撃する中、吉村県政の「県民の暮らし最優先」の理念の発揮が強く求められているとして、知事の認識と取り組みを尋ねました。

吉村知事は、「心の通う暖かい 県政を掲げ、県民の命と暮らしを守ることを最優先に県政運営に取り組んできた」とし、現在実施している物価高騰対策に注力しつつ、県民生活への影響などを注視し、今後の対応について検討を進めていくと答弁しました。

6月補正予算では、追加の物価高騰対策関係費は計上されませんでした。中小企業が多い山形県の4月の実質賃金（現金給与総額）は、対前年比-4.5%（毎月勤労統計調査地方調査）となり、物価高騰に対し賃金が上がっていません。年金も同様です。一方で大企業の内部留保は、500兆円近いため込みが行われています。私たちは、ここに時限的に課税し、時給1500円を実現するため中小の賃上げ支

援を行う。逆進性の高い消費税を引き下げ、県民生活を応援することなどを提案しています。県は県民の「ガソリン代が高くなった」「(食材など)買いたいものが買えない」との声に応え、次期定例会に向け、政府提言も含め県民の声に真摯に耳を傾け対策をいっそう強めることが求められます。

2) 特別児童扶養手当の認定について

特別児童扶養手当について取り上げました。手当は、精神や身体に障害のある20歳未満の子どもを持つ養育者に支給(障害基礎年金1級相当月額55,350円、2級相当36,860円)される制度です。

山形県は、全国的に見て却下率が高い傾向があります。申請書添付の診断書を書いた医師等からは、県が却下する理由に「自閉症の子が通常学級に在籍している」「就学前だから」「染色体異常のある子は『申請はもっと大きくなってから』」と挙げることに疑問が出されています。一方、県は、県が委嘱した医師が法令、認定基準等に沿った判定しているという説明をします。

関委員は、手当の認定基準に不明確な部分があり、厚労省も、認定の調査研究をおこなっている。医師によって判断が分かれる場合があることはある意味当然と指摘。県は県民の困難の軽減を図る立場から、なるべく広く認定する事が求められると主張しました。

県は「厚生労働省に判定ガイドラインが早期に策定されるよう働きかけたい。また、県としても、お子さんとご家族の支援の観点から、医療専門家や支援機関、市町村等との意見交換や他県の取組みなど調査研究などを通じ、適正運用されるよう努めたい」と答弁がありました。

特別扶養手当の認定が県では厳しいとの訴えは、数年前から県議団に寄せられていました。行政不服審査会に申請された審査請求31件の内、11件がこの手当の審査に関するものであり、県民の不満の表れです。今回、県が「子どもと家族支援の観点」からと前向きな答弁を行ったことは、この問題の前向きな取り組み姿勢として評価したいと思います。現行制度でも、広く認定することが可能ではないかと考えます。心が通う温かい県政の実効性が伴うまで、県の取り組みを注意深く見守っていきます。

3) 高次脳機能障がい者支援センターと精神障害者保健福祉手帳交付のあり方について

高次脳機能障がいという新しい障害があります。本人が日常生活に非常な支障を来す障害であり、加えて行動が脳の機能の障害によるものだと理解されないことから、家族との関係が悪化したり、仕事を辞めざるを得ない事もあるという、深刻な障害です。

県内には2カ所に高次脳機能障がい者支援センターがあります。平成20年に国立病院機構山形病院、平成23年に鶴岡協立リハビリテーション病院が、それぞれ県支援拠点機関として位置付けられています。専門の医師が障害の診断書の作成に当たっています。

関委員は、この障がいに係る精神障害者保健福祉手帳の申請に関して、この支援拠点機関から県に申請した場合も含め、却下される事例がある。審査する精神保健福祉センターの却下理由が「認知の問題であって精神障害ではない」とされることに疑義が出ていると指摘。問題の解決を求めました。

県は、却下の状況について、令和3年度は93名中5名、令和4年度は87名中7名、昨年度は97名中9名だったと明らかにしました。そのうえで健康福祉部長は、自ら、審査する精神保健福祉センターを確認したところ、いくつかの点で改善が必要であると思われる点があるとし、①近隣県では、高次脳機能障がいの診断書を添付して申請された場合、却下される事例は稀。厚労省の協力を得ながら他県との相違、その理由を確認したい ②審査機関(精神保健福祉センター)と担当医師との解釈の齟齬などが見られる。関係機関同士の意見交換、課題も共有を行うなど意思疎通をさらに密にしたい。精神障害者保健福祉手帳の交付がされない場合でも、身体障害者手帳など別の種類の手帳の交付となる場合もある。関係機関と調整したい。③他の県では、診断書の記載の不備や漏れ等に対応するため、診断書の記載マニュアルを県で作成して、関係機関に配布する事例も見られる。また、ホームページ

に制度や判定基準などを詳しく公表している県もある。本県の残念ながら そういった対応をまだしていない。順次可能なものから対応検討したい。と答弁しました。

4) 不登校児童生徒とその家族に安心と教育を保障する取組みについて

県では、不登校が急増しています。保護者の多くは、大きな苦悩を抱えます。例えば「毎朝電話でしなければならないことが辛い」「どこに相談していいかわからない」「カウンセラーも知識・情報が不足して頼りにならない」「HP をみても、役に立つ情報が得られない」などです。

不登校の子どもに教育を保障する教育支援センターがありますが、鶴岡市の現状は「努力、忍耐」などのスローガンが掲示され、保護者は「うちの子は、ここに来れない」とあきらめた、「子どもとセンターに行ってみたが、学校同様の雰囲気、子どもがすぐ、『帰る!』」と出ていってしまったといいます。不登校児童生徒が 100 人もいる市であっても、数人しか利用していないセンターもあります。

関委員は、県議団で調査を行った埼玉県では、HP に「子供たちとその保護者を支援するサイト」をつくり、県・市が連携して支援センターを設置していたと主張。山形県でも市町村と連携して教育支援センターの人員体制の充実をと訴えました。教育長は、専門スタッフの拡充は、財源の確保が重要。県教育委員会としては、政府に機会を捉えて要望するとの答弁にとどまりました。

また、不登校の保護者負担も課題となっています。教育支援センターの機能が十分に果たされていないため、民間がおこなうフリースクール・居場所等を利用せざるを得ない、不登校の子どもたちもいます。民間の利用料は、鶴岡では「小学生一回 2,500 円で、週 1 回程度にしても月 1 万円はかかる」「中学生でオンラインフリースクールに行くことにしたら、週 3 回で月額 22,000」などといった状況となっています。

関委員は、東京都や三重県など補助する自治体の動きが始まっていると指摘。県もフリースクール等の利用料支援を求めました。

県教育長は文部科学省において、困窮家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援のあり方について調査研究を進めている。文部科学省の調査研究を注視し、政府に経済的な支援を働きかけたいとの答弁にとどまりました。

今回の答弁は、県はこれまでやってきたこと、政府に要望するとの答弁にとどまり、県として新たな対策への言及はありませんでした。確かに人員配置や経済支援は予算がかかります。しかし、予算をかけなくても、県としてできることは沢山あります。不登校の子の実態調査や、分かりやすいホームページの作成、他県の事例研究などなど。

残念ながら、現に困っている子どもたち、保護者の苦しみを何とか軽減・解決しようとの姿勢、憲法 26 条の「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」との観点は、微塵も感じられませんでした。

5) 災害時の避難所等のあり方について

能登半島地震では障がい者を持つ多くの家庭が、自宅や、車中での避難を余儀なくされ、報道を観た本県の当事者・ご家族・関係者等が不安を抱えています。例えば、発達障がいのお子さんを持つ保護者の方々は、絶えず動き回る、衝動的に行動する、感覚過敏、聴覚過敏などの障がい、災害時に、環境の変化が苦手な子が一般の人たちと一緒に避難所で生活することは大変難しいと心配の声が寄せられています。

関委員は、災害時に高齢者や障害者など「要配慮者」を受け入れる福祉避難所整備は、全国的に大きく立ち後れ、山形県は、人口比の整備率が 5.9%、下から 7 番目と指摘。

県は県内の福祉避難所は、291 施設、うち指定福祉避難所は 156 施設。職員の人手不足や多くの

被災者を受け入れ、運営に支障を生じるという懸念などから進んでいない状況としました。

関委員は、特別支援学校を福祉避難所にできないかと提案。千葉県・広島県など推進を図り、障害の種別に応じた指定福祉避難所を、県として整えてもらえれば大変ありがたいとの話が出ていることを紹介。県を質しました。

県は、現在、分校も含めた特別支援学校 18 校のうち指定避難所は 6 校。指定福祉避難所は 1 校。政府のガイドラインでは特別支援学校を福祉避難所として指定することは、児童生徒が慣れ親しんでいる場所に避難することで安心感を持てることも利点として掲げられている。市町村における特別支援学校の福祉避難所の指定に向けた検討を行われるよう県教委育委員会と連携しながら働きかけたいと答弁がありました。

(6) 常任委員会

<厚生環境常任委員会>石川県議は、以下の質問を行いました。

①物価高騰・電気代などの高騰にたいする医療機関・福祉施設への支援

医療機関や福祉施設は制度で決められている報酬が収入の大きな部分を占めるため、物価や電気代の高騰は経営に大きな打撃となっています。県は 22 年度と 23 年度の 6 月補正予算では電気代の支援をおこないましたが今年は入りませんでしたので、病院・介護施設を調査した状況を伝えながら、県の現状認識や今後の対応について質しました。

県は、物価の高騰に対して、これまで様々な対策をおこなってきている。今後は、物価の高騰は全国的なものであり、政府・岸田首相が秋に向けてきめ細やかな対策をしていくと表明しているので、状況を注視しながら国への要望などに力を入れて取り組んでいく、と答弁がありました。

②認知症による精神障害者保健福祉手帳の申請

認知症による精神障害者健康福祉手帳（以下「手帳」）の申請についての相談があり、内容は関議員が予算特別委員会で質問した高次脳機能障害による手帳申請と同様で、近県では手帳を取得できる状態でも山形では類似の状態で却下されるとのことでした。

質問では、認知症による申請についても実態把握や状況の改善にむけた取り組みが必要ではないかと質しました。

県は、県内の認知症による手帳の申請却下率は、約 24%と報告がありました。また近県を含めた他県の状況はわからないため、厚生労働省の協力も得ながら状況の把握をおこなう、診断書の記載方法・内容などを関係機関などと意見交換、課題の共有をおこなう、ネットなどにわかりやすく情報を掲示することなどに取り組みたいと前向きな答弁がありました。

③低所得のひとり親世帯への県産米の提供について

物価の高騰が続くなかで、低所得のひとり親世帯の生活はますます厳しくなっています。NPO法人キッズドアが同法人からの食料の支援を受けている方を対象におこなったアンケートによると、以前より生活が厳しくなった方が 8 割をこえています。コロナ渦では様々な支援が国や自治体からおこなわれていましたが、昨年以降は物価高騰の中でもほとんど支援がおこなわれてこなかったことが大きく影響していると思われます。

アンケートには子どもの食事に影響がでており、子どもの体重が減った、貧血がひどくなったなど健康に問題がある声も寄せられていました。

質問では、これらの声を紹介し、県は物価高騰から県民生活を守るきめ細やかな対策の一つとして、低所得のひとり親世帯への県産米の提供をおこなうと言っているが、状況はどうなっているのかを質しました。

県は、今年度、児童扶養手当を受給する約 6 千世帯に県産米 10 kgを提供する予定で、現在、お米の確保から発送までを一括しておこなえるように事務手続きをすすめているところ。令和 6 年度産の新米をできるだけ早く確保し発送したいと答弁しました。

(7) 請願について

今定例会には「『国に健康保険証廃止の撤回を求める』請願」（共産党県議団は紹介議員ではない）

が連合山形内 山形県退職者連合から提出されました。

審査された厚生環境常任委員会では、共産・県政クラブが賛成、自民党が反対と可否同数で委員長(自民)裁決となり、不採択となりました。

定例会最終日の本会議では、石川県議が請願不採択に「デジタル化は国民の利便性をたかめるものの、自由な選択をさせずに強制するやり方は許せない」と反対討論を行いました。自民公明の多数で不採択となりました。

(8) ガザ意見書

6月今定例会冒頭に「パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止、人質の解放及び人道状況の改善の実現を求める決議」が全会一致で可決されました。内容は、パレスチナ自治区ガザ地区において、子どもを含む多数の住民が尊い命を奪われ、…食料等の人道支援も停滞しており、…現地の人道状況は、深刻さを増している。戦闘行為の即時かつ持続的な停止及び全ての人質の即時かつ無条件の解放、人道状況の改善を訴える内容です。

これは、2月定例会に「ガザ地区での即時停戦を求める意見書の提出について」(市民連合やまがた提出)の請願を契機に議論されたものですが、請願は採択されず、撤回しています。

以上

2024 年 10 月 20 日

2024 年 9 月定例会などについての見解

日本共産党山形県議団

団長 関 徹

石川 渉

2024 年度 9 月補正予算が全会一致で可決・成立しました。日本共産党県議団は、県職員の任期付職員の対象業務を拡大する条例案（一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定）に反対（後述）し、その他、補正予算を含むすべての議案に賛成しました。県民に対する説明責任を果たす立場から見解を表明します。

今定例会では、関県議が一般質問を行いました。項目は①赤川をはじめとする河川整備と流下能力向上対策を ②被災者支援充実を ③主食用米の安定供給と稲作農家支援を ④「雪若丸」の生産拡大を ⑤高校で不登校・発達障がいなど困難を抱える生徒支援を ⑥日本の平和主義の後退に対する知事の所感について質問し、県民要求実現のための政策を提起しました。

（1）2024 年度 9 月補正予算について

① 7 月 25 日の豪雨災害に対応する予算が計上されました。被害をもたらした豪雨は、庄内最上地域を中心に複数の地点で 1 日の降水量が過去最大となるようなものでした。

党県議団は、現地調査を行い、8 月 20 日に「7 月 25 日からの豪雨災害に関する県への要望」として、仮設住宅・公営住宅・民間借り上げ住宅等に避難した人に、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン等の生活家電購入支援、災害見舞金の充実、災害救助法改正のなどを求めて県に要望しました。

現行の災害救助法では、被災者に仮設住宅を公費で建設されますが、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン等家電製品が備えられることなく、空っぽの部屋が提供されます。

今回の補正予算では、吉村知事は「被災した方々の生活再建をさらに後押しする」と表明し、県単独で「住宅被害を受けた世帯への生活家電支援」として 1 億 9600 万円が初めて盛り込まれました。災害見舞金、政府の被災者生活再建支援制度に準じた独自支援も計上されました。

9 月 10 日の知事記者会見で、10/10 の家電支援では個人の財産形成につながるのではとの記者の質問に対し、知事は、懸念を認めつつ「ある地域は、2 年前も 4 年前も水害に遭われた。生活家電以外にも、量やさまざまな電気製品、機械、器具類。いろんなものが、とにかくありとあらゆる物が使えなくなった。何度も何度もそういう目に遭っている方が、どうやってこれから生活を立て直していくのか。大変その気持ち的に、落ち込んでおられます。そういったところをやはり拝見して、これは行政としてもできる限りのことをしなければいけない。洗濯機や冷蔵庫やテレビ、エアコン、最小限必要なものに 10 分の 10 ということ」と応じています。家電支援は、令和 6 年能登半島地震で石川県が先行実施していますが、県民のいのちと暮らしをまもる知事の姿勢を評価したいと思います。

② 原油価格・物価高騰対策関連が計上されました。

関県議が、6 月定例会予算委員会で、昨今の物価高騰について、生鮮食品は 1.28 倍、光熱費は 1.09 倍（2020 年比）に高騰していると指摘し、吉村知事は検討を進めていくと答弁していました。

全国では、地方自治体が物価高騰対策に使用できる「重点支援地方交付金（2023 年度の政府補正予算で措置）」5000 億円のうち、約 3 割が活用されず 2024 年度に繰越されました。山形県の場合、8 億 6 千 600 万円余が繰り越されました。今回、県はこの財源を活用し、物価高騰関連の 9 月補正予算を組みました。内容の一部は以下の通りです。

○「低所得世帯に対する灯油購入費等の臨時的な支援」約 1 億 4000 万円が計上されました。いわゆ

る県の独自の福祉灯油です。対象は住民税非課税世帯のうち高齢者のみの世帯など、市町村が対象とする世帯です。3年連続で当初予算に上乗せになりました。物価高騰が続く中、県民生活の支援につながると考えます。一方で、生活保護世帯が依然対象外です。この課題は、厚生環境常任委員会で石川県議が質しました。

○「医療機関の物価高騰への支援」1.53億円(5.53億円)、「社会福祉施設の物価高騰への支援」1.27億円(3.82億円)を計上しました(〇は前年度予算)。

医療機関等への物価高騰対策は、県内医療機関からも切実な要望があり、今回の計上を歓迎しますが、昨年度より大幅な減額となり残念な結果となりました。これらの施設は、診療報酬・介護報酬・障害者報酬を主な収入源としている場合が多く、物価高騰分を利用者負担の上乗せ分として徴収できないという制度上の課題を抱えています。県は、今回の補正予算で既に対策済みとのスタンスにならず、さらなる拡充をすべきです。

○「子ども食堂等の物価高騰への支援」「生活困窮者等に対して食料品等を提供するフードバンク活動への支援」が計上されました。

物価高騰は、県民の生活に影響を及ぼしてしています。特に低所得者に重い影を落としています。学生からは、光熱費も高いため自炊できず、缶詰を食べてしのいでいるとの声が届いています。

山形県は65歳以上の高齢者の割合が35.2%と全国4番目と高い県です。物価高騰局面では、定額の収入である年金は、実質目減りをし、ただでさえ少ない年金のため、高齢者は買い物を控えるという話をよく聞かれます。その影響は全国とくらべて大きい県と言えます。また、児童扶養手当を受給するひとり親も同様に苦しんでいる話が聞かれます。限りある収入をやり繰りする家計では、医療や介護の支出への負担感も重くなり、受診控えや利用控えなどが懸念されます。

自治体としての物価高騰対策として、医療や介護は、保険料・利用料の値下げ、負担感の軽減につながるような方向の支援策が求められます。また、なによりも逆進性の強い消費税の減税、廃止こそが最善の対策であることを自治体が声をあげられるよう求めています。

○「県立学校において食材購入費を支援」が計上されました。県立学校に限った給食の食材購入費の上昇分を支援します。

10月3日、学校給食の早期無償化をめざす山形県民の会(高木紘一代表)が、無償化に向けて市町村支援を求める署名10456筆を県教育委員長に提出しました。

憲法26条には義務教育は無償とするとされています。市町村の多くは、給食費無償化は子育て支援策として導入されてきた側面もありますが、物価高騰下にも有効な施策と考えます。一方で、残念ながら県は国に言うというものの、施策の推進に積極性は感じられません。

(2) 一般質問について

9月25日、関県議の一般質問で、以下の項目を取り上げました。

吉村知事は命と生活を守る県政を推進してきたと表明。平和の維持は、安定した関係が重要としつつも、政府は安全保障の必要性を説明する必要があると述べました。

関県議は7月の豪雨災害を受けて、県管理の河川整備計画の点検、赤川水系整備計画の推進、国への浚渫・支障木撤去の補助充実を要望。避難所での快適トイレの確保や温かい食事の確保、被災世帯への家電購入支援について質問しました。

県は、堆積土砂や支障木を除去する財源である緊急浚渫推進事業債が、今年度終了する。政府に継続を提案したと説明。避難所は質の向上のため民間団体等と協定締結強化等に取り組む。県独自で洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコン等の生活家電の購入を支援する。政府に救助法拡充を働きかけると述べました。

主食用米の安定供給と稲作農家支援について質問した関県議。県は、米の作付実績は目安より5

00減少ない。目安を充足させると答弁しました。

関県議は、不登校・発達障害等の困難を抱えた高校生を受け入れる定時制や通信制の役割が高まっていると強調し、教職員体制増と内容の充実、通学が困難な生徒への支援について質問しました。

教育長は、教育支援計画は 66.3%、指導計画については 45.9%の策定状況となっております。県教育委員会といたしましては、個別の教育支援計画や指導計画を作成することは、そしてまた活用することは、生徒への有効な支援につながることから、各学校にその作成について指導すると答弁しました。

(3) 県職員の任期付職員の対象業務を拡大する条例案に反対討論

石川県議は、以下のように討論しました。

日本共産党山形県議団を代表し、議第125号、一般職の任期付職員の採用などに関する条例等の一部を改正する条例の設定についてに反対の立場から討論を行います。

条例の根拠法となる地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律は平成14年に成立し、県では平成16年2月定例会で条例を定めています。

今回提案されている条例改正案は、これまで任期付職員として採用できる業務内容が、専門的な知識経験等が必要な業務に限定されていたものを、正職員と同様の業務全体にひろげ、また正職員と同様の業務ができる非常勤の短時間勤務職員の採用を可能とするものです。

20年前の条例制定時、正職員と同様の業務全体にまで対象を広げ任期付で採用することは雇用の不安定化を進めることになる懸念から見送ることになったのではないかと推察されます。

この間、有期雇用の派遣労働者には派遣先企業へ直接雇用を依頼するルールができました。会計年度任用職員制度ではいわゆる3年目公募の取り扱いがなくなり公募によらない継続的な再雇用に道が開かれるなど、安定した雇用をめざした労働者の運動が進み制度を動かしてきました。こうした状況の中で、業務全体に任期付職員を拡大し導入するのは雇用や労働条件をまもる流れと逆行しているのではないのでしょうか。

県は災害時などの職員確保を念頭に置いた対応と説明していますが、この間職員を大幅に削減したことが災害への対応を困難にしているのではないのでしょうか。災害が多発傾向にあるなかで、普段から余裕を持って職員を配置して防災などの活動をおこない、いざと言うときでも滞りなく業務ができるようにしておくことが必要です。平時から多大な時間外労働が発生している状況を考えれば、任期の定めのない職員の配置を手厚くすることがまず必要です。

任期付短時間勤務職員は正職員と同様の業務をおこなえる職員を定数外で配置できるようになります。任期付短時間勤務職員に振り替えることで定数内の職員の削減をすすめることが懸念され容認できません。

以上ように、本条例案は不安定雇用を増大させる懸念があり、任期の定めのない職員の確保という根本解決を妨げ、ひいては県民生活を守るあるべき行政の姿からも遠ざかることになることから反対します。と討論しました。

地方公務員を減らす小泉構造改革(集中改革プラン)が実施されて以降、山形県の職員数は20,689(H17.4)人から17,959人(R5.4)人に減少しています。

(4) 山形県総合文化芸術館(文化機能)指定管理者の指定について

9月定例会に、山形県総合文化芸術館(文化機能)の指定管理者を「みんぐるやまがた」に再指定するとの議案が提案されました。

「みんぐるやまがた」は、公益財団法人山形県生涯学習文化財団、公益社団法人山形交響楽協会、サントリーパブリシティサービス株式会社の3団体からなる組織で、同施設の指定管理を2019年12

月 1 日から現在まで担っています。

2021 年 4 月 22 日、山形労働基準監督署がサントリーパブリシティサービスで働く女性をパワハラで同年 3 月に労災認定したと山形新聞が報道しました。

この件に関連して、関県議は、指定管理者の選定基準 I・5「○労働関係法令は遵守しているか」に該当(満たしていない場合「失格」)するかどうかの質疑を商工観光労働常任委員会で行いました。

県は、労災認定の内容を把握していない。労災認定は行政処分でなく、(法令)違反でない。その後調停(労働審判)があり円満に解決したと答弁。

関県議は、労働関係法令にパワハラは位置づいているのかと質問。県は、位置づいている。調停で解決したものと判断しているとの答弁をしました。関県議は、一般的には和解があっても違法行為が含まれることもあると指摘しました。

県が、未だに労使双方の主張に違いがあるとして、パワハラ労災認定内容を把握しないことに大いに疑問が残るものの、調停がされていること。現状で同様の事例が起こっているとの報告がないこと、問題点を指摘し賛成しました。

以上

2025 年 2 月定例会などについての見解

日本共産党山形県議団

団長 関 徹

石川 渉

2024 年度は、米を始めとする食料品、燃油等、異常な物価高騰が県民を襲った。更に地球規模での異常気象が本県でも昨年 7 月の大雨災害を始め各分野に大きな被害をもたらした。米価格の高騰は、米所の本県においても、食事を提供する各種事業と県民生活への打撃となっている。一般の高騰は、食糧自給率向上を放棄し、米生産を縮小してきた国の失政がもたらしたものである。

大手企業での賃上げの動きに関わらず、県内中小企業では賃上げの経営的基盤が乏しく、経営者には「賃上げしなければ人を確保できず、賃上げすれば赤字拡大。経営危機だ」という悲鳴が広がっている。

医療・介護・福祉分野は、昨年の報酬同時改定が実質マイナス改定とされた結果、ただでさえ低い従事者の賃金・労働条件が一層脅かされ、病床の縮小、介護事業所の倒産・休廃業が広がっている。県立病院でもかつてない経常赤字が発生した。県民の命と健康、暮らしの危機である。

一方で政府は、大企業優遇を更に強め、巨大半導体企業への 10 兆円もの税金投入にまで踏み出した。

取り分け重大な事は、軍事費を前年度当初予算比で 9.5% 増、8.7 兆円まで突出させたことである。異常な大軍拡は、国民生活切り捨てという点でも、米国の世界戦略に従って他国との軍事衝突の危険を高めるとい点でも、国の進路を大きく誤るものである。

こうした中で、山形県議会 2 月定例会は 2 月 19 日から 3 月 19 日まで開かれ、吉村県政 5 期目の最初の当初予算が全会一致で可決された。日本共産党県議団は、2024 年度 2 月補正予算及び 2025 年度当初予算について、物価高騰対策の他、保育料段階的無償化、災害被災者支援と防災対策など、県民のいのちと暮らしを守る立場が施策に引き続き現れ、党県議団の主張も各所に反映した予算として賛成した。国民健康保険条例の一部改定条例（関議員が反対討論、党県議団のみ反対）を除くその他の議案にも賛成した。

フリースクール利用料支援、県立高等学校洋式トイレ整備、鳥獣被害対策拡充、アンコンシャス・バイアス解消、多文化共生社会形成の取り組みなども意義あるものである。

一方、山形新幹線米沢トンネルの事業費が 1500 億円から 2300 億円に 1.5 倍化、工期も 15 年から 19 年に長期化する見通しが示されたが、費用対効果等の見直しはなされず、整備のための基金が 5 億円積み増しされた。フル規格新幹線と併せて費用対効果を満たさないと見られるこの事業の是非は県政の大きな課題となっている。

また、自民党は代表質問で「卒原発の見直し」を知事に迫ったが、知事は、発電コスト、安全性、エネルギー自給など全面的に反論し卒原発の態度を堅持した。

請願では、党県議団が紹介した「日米地位協定改定を政府に求める」請願が全会一致で採択、「沖縄本島南部の遺骨の混じる土砂を埋め立てに使わない事を求める」請願は、自公の反対で不採択。党県議団が紹介した「選択的夫婦別姓制度導入を求める」請願は県政クラブの半数（7 人）が採決時に退席、党県議団が不採択に反対討論、自民が賛成討論、自公の賛成で不採択となった（反対は共産 2、県政ク 7）。

石川渉議員は予算特別委員会で、核兵器禁止条約・選択的夫婦別姓制度に対する知事の所感、不登校児童生徒への支援策、介護保険の持続性の確保について質問した。他に厚生環境常任委員会で、生活保護制度の啓発、小水力発電の設置推進、保育園のこども誰でも通園制度、女性相談

支援員の処遇、介護事業の問題、国民健康保険について質問をおこなった。

関議員は商工労働観光常任委員会で、2024年度補正予算では、女性の賃金向上推進事業の現状と非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善事業の充実、県内酒蔵の県産米購入支援事業、2025年度予算では、県立博物館の出張展示の充実、指定文化財保存修理事業の拡充、株式会社スタンレーの早期退職募集と企業誘致政策のあり方、県内中小企業への直接支援について質問した。

(1) 補正予算・当初予算について

①前向きな予算

○福祉施設、医療施設の物価高騰対策支援 2024年2月補正予算では、高齢者施設・障害者施設への支援について、今回の補正予算と2024年9月補正を合わせると昨年度を上回る支援となる。

農林漁業者の燃油・飼料等、バス・タクシー・トラック・鉄道等交通・運輸事業者、食品・工芸品等の輸出、地元酒造業への原料米価格高騰対策等々の支援が行われた。いずれも、国の交付金メニューによるものであるが、県民の切実な要望に応えるものとして重要である。

一方、医療施設への支援が、前回実施された2023度の3万円の半額程度にとどまった。別枠の2024年度政府補正の「病床あたり4万円」が実施の見込みが立たない中(可決時)、前回の県対策である9月補正が今年1月になってようやく医療機関に届くという状況であり各種事業の速やかな実施が必要である。医療支援に限らず県民への物価高騰対策には、政府が交付金を抜本的に増額する事が強く求められる。

○保育料段階的無償化の前進 あらたに推定年収470万円以上、640万円未満の世帯(第5階層)に保育料月額44,500円の1/4支援がおこなわれる(260~470万円までの世帯は保育料の1/2を県独自支援で実施済)。これにより全階層で無償化する自治体は、現行7より増え、第5階層では約8割の市町村で実質半額以下になる見込みとなり制度の拡充となる。ただし、制度創設時の市町村との軋轢から、県は支出先の市町村名を明らかにしていない。

○アンコンシャス・バイアス(性別による無意識の思い込み)啓発事業 2024度まで、多様性が尊重される社会づくり推進事業の一部として行われていたが、2025度は独立しておこなわれることとなった。県が昨年8月に行った「令和6年度男女共同参画等に関する県民意識調査」では「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方について『反対』は前回調査(52.2%)から増加し58.9%となり、『反対』が賛成(24.7%)の2倍以上となったが、「親戚や地域の会合で食事の準備や配膳をするのは女性の役割」との回答が8割以上(男性77.9%、女性84.7%)となっているなど固定的性別役割分担意識は未だに根強く残っており解消は引き続き重要課題である。

○多文化共生の推進 外国人を安価な労働力として活用を図る政府の政策の中で、本県でも人権を軽視する働かせ方、外国人蔑視の扱いが生まれ、党県議団に相談が寄せられてきた。そうした中で、人手不足対策の一環としての性格はあるが、外国人との共生を図ろうという県の表明は当然のものである。外国人の人権を守るためには入管法の改正、育成就労制度の廃止を含めた根本からの見直し等が政府に求められる。

○困難女性支援推進が拡充 昨年4月施行となった女性支援新法に基づく施策としてSNS相談事業やアウトリーチで困難な問題を抱える女性を早期発見する事業をスタートさせる。初年度の事業として状況を注視していく。他県では専門家の配置などをおこない山形県の数倍の予算を付けているところがある。予算額の更なる拡充が求められる。女性相談支援員は、会計年度任用職員となっており、厚生環境常任委員会で無期雇用を求めたが改善は見られない。

○2月補正予算でフードバンク活動支援 食料品などを提供するフードバンクを行う団体への2024度2回目の支援が2月補正予算で盛り込まれた。政府の物価高騰対策交付金を活用した事業で、これまでも年度途中に補助が開始されていた。支援団体からは安定した支援が期待されており、その役割からも県でしっかりと支援する必要がある。政府の臨時交付金頼みではなく、当初

予算で実施すべき事業である。

○医師看護職員就学資金枠、若干拡大 看護職員修学資金の貸付の募集枠が 100 から 105 名に拡充された。

看護師対策では、男子高校生に向けた資材を作成するなど、遅れている男性看護師の確保の取り組みが進められる。関徹議員が提言してきたものである。2020 年 3 月策定の県看護職員需給推計に於ける、2025 年度末の看護師需給見通しは供給が 16,768 人で 644 人の不足と見込まれる深刻な不足となっている。就学、研修、生活等に対する県としてできる限りの支援を尽くすと共に、根本的には、政府が怠ってきた看護師処遇改善を進める事が求められている。

医師対策では、2020 年度時点の 10 万人当たり医師数で全国平均が 269.2 人のところ、本県は 244.2 人と、全国 34 位の医師不足県となっている。医師働き方改革への対応、看護師不足も相俟って、病床を始め医療体制の縮小も進んでおり、医師不足は地域医療の危機の中心的要因となっている。2024 年から 2026 年度の県医師確保計画の見直し、強化は喫緊の課題である。県は厚労省の主張通り「医師偏在」という認識を示しているが、日本の人口当たり医師数は先進国で最低クラスであり、医療費抑制のために医師養成数を抑制する政策の見直しを政府に求めるべきである。

○訪問介護支援事業を新規計上 人材確保に資する取組みなどの支援。国が昨年の介護報酬改定で訪問介護事業の基本報酬を 2～3 %引き下げた結果、全国的に事業所の廃業が相次ぎ、空白自治体も生まれている。県内では空白市町村が大江町、大蔵村、戸沢村、白鷹町。1カ所のみ市町村が 12(※)となっている。「空白又は一カ所の市町村比率」が高い都道府県は、上から福島県、鳥取県、高知県、北海道、山形県の順となっている(※データは 2024 年 6 月時点、2025 年 2 月時点で真室川町が加わって 13)。また、新潟県村上市は介護報酬の引き下げや物価高騰などで減収となった事業者に対して減収分の補填を行う事業を開始している。国は介護報酬を元に戻すべきであり、県としても直接支援を検討すべきである。

○防災対策に注力 避難所の備蓄物資としてプライバシーに配慮したテント式パーティション(400 個)、電源供給可能な起震車などを購入。有識者会議(仮称)の設置をし、昨年の能登半島地震や大雨被害の課題を検討する。被災者支援の国際基準であるスフィア基準で避難所の充実という県議団の主張の反映として歓迎する。

○河川維持修繕費の増額 河川施設の支障木を幼木の内に伐採する事を掲げた。県は管理河川延長が全国でも長い県であり、一層の拡充が求められる。維持修繕費は、行革で一般財源化され単独事業で実施している。国は都道府県管理区間の維持修繕に財政的に責任をもつべきである。

○砂防関係予算が大幅増額 2020 年 8 月に、「土砂災害防止対策基本指針」が改定され、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の抽出が追加、県では約 7,000 箇所抽出した。既に指定されている県内の土砂災害警戒区域は 5,217 カ所。新年度予算では、抽出した地域の危険区域指定等の調査費が大幅に増額された。昨年 8 月 20 日の党県議団の提案の実現である。危険区域からの移転や危険地の公有地化など危険区域指定後の対策が必要である。

○鳥獣被害対策が拡充 持続可能な捕獲体制等整備事業(新規)として、地域における持続可能な鳥獣被害防止体制について県と市町村等で検討を行うとともに、クマの市街地出没対策への支援やイノシシの捕獲強化に取り組むこととなった。猟友会任せの捕獲体制には限界があり行政がきちんと対応することが求められる。ニホンジカの囲いわなを用いた捕獲実証が行われる。ニホンジカは県では絶滅種とされてきたが、2009 年に目撃情報、2018 年に稲の食害(被害額 1 千円)が確認され絶滅種から除外された。県は適正管理を図るため、県ニホンジカ管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)を定めている。

○フリースクール授業料支援 フリースクールに子どもが通う低所得の世帯に対して授業料の支援が行われることになった。事業自体は一歩前進と評価する。一方、7 教振では位置づけがない

居場所づくりや運営に対して支援が必要である。また今回の事業は、市町村事業への費用負担（2分の1）となっているが、居住市町村とフリースクールの所在地が異なる場合の対応など現場の声をよくつかみ丁寧に支援することが必要である。

○県立高校のトイレの洋式化事業がおこなわれる。東桜学館高校での「男子生徒10人に1基、女子生徒20人に1基」という整備基準に合わせて20校に実施する。文科省が高校のトイレ整備基準を持たない中で重要な取り組みである。

② 懸念する事業

○水素関連予算計上 県議会自民党の強い求めにより、一昨年、昨年に続き一般財源で事業が盛り込まれた。県は「水素ビジョン」を作り、県内2030年度頃までに県内4地域での水素ステーションの整備を目指している。2024年度当初予算で約8300万円を計上したものの大半が使われず7000万円余りを減額補正した。しかし、2025年度当初予算で再び約8200万円計上と異例の対応となっている。水素はグリーンエネルギーとして成立するか見通し不明で、水素ステーション設置は、東北では青森・岩手・秋田・山形はゼロとなっている。

○山形新幹線新トンネル整備基金積立金に5億円 2024年度に設置された基金への積立金5億円が2025年度も計上された。積立額は10億円となる。トンネル整備の効果は、運休・遅延などを減らす事と、10分間のスピードアップで、基金は「2024年度から6年程度、30億円程度までの積立」と説明されている。

今回、地質調査に基づく事業費の再算出の結果が明らかにされた。事業費は1500億円から2300億円に、工期も着工から約15年が19年に伸びる。増額の理由は物価高騰や働き方改革によるものとされた。費用対効果のハードルはさらに上がり、実現の見通しは一層暗いものとなったが、その点を検証する事も無く「山形県の未来を拓く希望のトンネル」「一日も早い事業化、整備の実現が必要であることは変わらない」等とする、費用対効果を度外視する姿勢は問題と言わざるを得ない。

党県議団は2024年度の基金設置条例への反対討論で、①トンネルの代替案が検討されていない。②費用対効果が示されていない。③国が整備費用を負担すると言っておらずJRと県の負担割合が不明、等を指摘し、効果不明瞭で多額の投資を要する事業より、県民の切実なニーズに応えるために全力を挙げるべきと主張した。

庄内日報は県の姿勢に「19年という工期は長い。完成する頃には人口が大幅に減っている…、どのような費用対効果があるのだろうか…。あれこれ夢を描いて、目算が外れることはないだろうか。」と報じた。（3月9日付）

まずもって施策の判断は、科学的な根拠と明確な見通しに基づいて行わなければならないということを強く指摘するものである。

○霞城セントラル 民間事業者分の光熱費値上げ分の大部分を県と山形市で負担

2月補正予算に計上された霞城セントラル管理組合の民間事業者に係る光熱費値上げの大半を公費で負担する。2月補正予算の審査期間が事実上3日間しかないにもかかわらず、①県から適切な情報提供がなく新聞報道で明らかになった、②民間事業者への支援にもかかわらず予算書でパスポートセンターの管理運営費の増額補正として計上、③大半が公的な団体で組織する霞城セントラル管理組合とはいえ、一部民間事業者への支援は不公平にならないか、等の点は疑問を持たざるを得ない。

○女性の賃金向上推進事業費 実績大幅減

2021年度からの事業で、賃金アップコースでは、時給50円以上増額で5万円／人を支給するもの。2024年度12月時点の実績は160人と、2023年度685人（2022年度1100人）実績と比べ、大幅に縮小したことが商工労働観光常任委員会の質疑で明らかになった。2024度の補助要綱で、

学生アルバイト等の除外を図るために対象を社会保険加入としたことが要因とみられる。これを受けて、2月補正予算では1925万円余りを減額（2024年度当初予算は6500万円）。2025年度当初予算では、前年度より1000万円減らし、5300万円とした。正社員コース（正社員に転換した場合に10万円／人支給）は、169人と昨年度並みの実績である。

県は中小企業・小規模事業所の非正規の女性の正社員化と賃金向上を焦点に、県独自支援を行ってきた。繰り返し予算の増額を求めてきた県議団として、非正規を対象から外し、事業費を縮小することには同意できない。

日本商工会議所と東京商工会議所の「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」集計結果（2025年3月公表）によると、「2024年の最低賃金引上げの『影響』、『負担感』とも、都市部に比べ地方で深刻な状況」、「最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援については、『税・社会保険料負担等の軽減』が約8割（77.5%）と最多」となっていることに見られるように、賃金向上には事業者支援が欠かせない。

県は昨年も、「最低賃金引き上げによって大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援充実を図り、着実な賃金引き上げと事業の持続的発展を後押しすること」と政府に要望しているが、この立場を貫いて、政府に一層強力に働きかけると共に、岩手県などの取り組みを参考に、事業者への直接支援策をおこなうことを引き続き求めていく。

○国保、医療費 前年度比 減額 山形県国民健康保険特別会計は、医療費等933億円と前年比－6億円。国からの交付金が13億円増額され、市町村からの納付金は239億円（対前年比－11億円）となる見込みである。被保険者数が約7千人減（約18.8万人→約18.1万人）となったことによるものとされている。これにより、市町村が保険料を下げる可能性がある（保険料をいくらにするかは市町村で決める）。

市町村が県国保に納める納付金は、市町村ごとの医療費水準が医療費指数反映係数によって算定され、医療費水準の低いところは金額が抑えられているが、昨年3月に策定された第二期県国保運営方針は、係数を2029年度まで段階的にゼロに近づけていく、すなわち医療費水準を反映させない算式に変えると掲げた。

今般それを具体化する条例改正が提案された。医療費水準の反映をやめれば、住民の健康の向上で医療費水準を低減させるとされている保健予防活動の後退が危惧される。また、それによって納付金が増加する市町村の激変緩和のために基金を活用するとされているが、保険料等を原資とする基金を一部市町村のために使う事になる。広域化の矛盾である。納付金水準統一の先にある保険料水準の統一は、収納率向上のインセンティブも無くすことからその取り組みの後退も予測される。

全国の都道府県の状況を見ると、納付金ベースの保険料統一について、2030年度以降としているのが8都県、方針を打ち出していない府県が10県あり、益の無い事を急ぐべきでは無いとして反対した。

○県立病院 診療報酬改定で大幅赤字に 2024年度補正予算で赤字幅が拡大、2025年度予算も36.5億円の大幅赤字予算が組まれた。病院事業管理者は一般質問への答弁で、「病院経営は患者数がコロナ前に回復せず、物価高騰や賃上げで非常に厳しい状況。診療報酬改定の引き上げは、物価高騰のコストを補うに至らない」と政府への不満をにじませた。

他に、県立病医院では2025年度に看護師 長時間二交代夜勤を検討するとしている。2024年9月に予算特別委員会で県政クラブ議員が提案したものである。県医労連はこのことについて、「看護職場の長時間夜勤における安全面と健康面でのリスクは研究等で明らかとなっている。安全かつ健康に働き続けるには、長時間夜勤に対する労働時間規制と夜間勤務の制限が必須であり、人手を増やし勤務環境の改善を目指すことが先決である」（書記長見解要旨）としている。

以上、いくつかの軽視できない問題点を確認しつつも、県民のいのちと暮らしを守る立場が施策に引き続き現れ、党県議団の主張も各所に反映した予算であることを総合的に判断して、予算全体として賛成した。

(2) 石川議員、予算特別委員会質問

【核兵器禁止条約への日本政府の批准について】

石川 人道的な観点と核のタブーの立場から、政府へ核兵器禁止条約の批准や会議への参加を求めているのか。

知事 政府においては、核兵器のない世界の実現に向け、何らかの形で核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たしていただきたい。

【選択的夫婦別姓について】

石川 誰もが個人として尊重され活躍できる包摂性、汎用性の高い地域づくりを進めていくうえで、選択的夫婦別姓制度は県が目指す社会を実現するために不可欠な制度と思うが所感は。

知事 県民の意識調査を実施した。回答をいただいた県民のうち 56.1%が、「希望する夫婦が別々の名字を名乗ることが選択できる法制度を導入した方がよい」と回答した。誰もが個人として尊重され個性や能力を十分に発揮できる社会づくりを前に進めていくことが重要。政府や司法の判断そして国民の意見を踏まえ、国会でしっかりと議論を深めて前に進めていただきたい。

【不登校児童生徒の対応について】

石川 学びの土台を作る場所など不登校児童生徒対応方針を持つ必要があるのではないのか。

教育長 長野県の取り組み例など、まだまだ様々な工夫の余地はあろうかと思う。他県のそういう取り組みの状況なども大いに参考しながら、何ができるか研究したい。

【物価高騰と介護報酬について】

石川 介護報酬と物価上昇の関係をどのように考え、今後どのように支援するのか。

健康福祉部長 ここ数年の急激な物価上昇により介護報酬の増額改定分を上回る状況が続いており、介護事業所の食材費や燃料費等の負担が非常に大きくなっている。介護報酬の臨時改定を含む適時の見直し等を要望していく。

石川 保険料は、制度開始時の 2 倍の 6,000 円を超えており負担が重い。これ以上負担を増やすべきではない。公費の部分、特に国の負担割合を増やすべき。

健康福祉部長 これまでも全国知事会や北海道・東北 7 県保健福祉主管部長会議などを通して、適切な介護報酬の設定や、国・地方の負担のあり方を含め国庫負担割合を引き上げるなど必要な制度の改善を政府に提案・要望している。引き続き、機会を捉えて政府に働きかけたい。

(3) 学力テストの成績を数値目標化する第 7 次教育振興計画

県の教育の基本的な計画である第 7 次教育振興計画を策定した。第 6 次教育振興計画から約 10 年経過したことに伴うもの。計画では、全国学力テストでの県の成績が全科目で全国平均以上を目指すという数値目標を新たに掲げた。

全国学力テストは子どもの発達を歪める過度の競争主義の要となっており、国連子どもの権利委員会から日本政府に再三の是正勧告が出されている。

2017 年、文科省も「行き過ぎた取り扱いがあれば、それは調査の趣旨・目的を損なう」とする「通知」を出さざるをえなくなった。

2024 年 9 月、全国知事会が各都道府県知事に全国学力テストのアンケートを実施したが、公表方法について「都道府県等別公表(現行のまま)」25 の他、「全国結果のみ」14、「CBT の状況をみて」2、「その他」5 と、一定の批判が現れる結果になった。しかし、山形県知事が「市町村別も公表」と学力競争を加速化しかねない回答を全国でただ一人行ったことは重大である。2025

度教育次長に「学力向上推進監」なる冠をつけた役職を置くことも、そうした姿勢の一環と見ざるを得ない。

学力テストは「学力の特定の一部」「教育活動の一側面」に過ぎないものだが、子どもと教師をテストの点数による激しい競争に追い込み、子どもの成長・発達という教育の目的を歪めていることを議会で繰り返し指摘してきた。

文科省は2025年から公表方法を僅かに見直しする方向と報じられているが、悉皆調査をやめるか、廃止すべきである。点数競争をやめ、一人ひとりの子どもに行きとどいた教育環境をつくることこそが県の役割だということを主張し、県民とともにたたかっていく。

(4) 5つの計画を統合した「こども・子育て笑顔プラン(案)」について

県は、こども基本法に基づいて、現行の①「やまがた子育て応援プラン」を改定するとともに、②「山形県子ども・若者ビジョン」③「山形県子どもの貧困対策推進計画」④「山形県ひとり親家庭自立促進計画」⑤「成育医療等に関する計画」(新規策定)を統合して「こども・子育て笑顔プラン(案)」として策定した。

県は統合の理由を、総合的に施策展開できるメリットがある他、事務量の削減にもつながるとする。

今回出された計画案では、これまで個別計画に記載されていた県内のデータが大幅に記載されなくなったが、これまでと同様のデータ等を参考資料として計画に添付、若しくはホームページに記載することが、説明責任を果たす観点からも重要と考える。

そもそもこども基本法には、子どもが自由に意見を表明し反映される権利の保証がない。本来不可欠であるこどもコミッショナーのような仕組みや、法で定めた意見表明の機会と意見の尊重、子どもの参加などを県として検討していくことが求められる。

(5) 県議会、請願、他会派の動向

①共産紹介「地位協定見直しを求める」請願 採択。

共産紹介「選択的夫婦別姓を求める」請願 自公否決、共産・県政7人賛成(7人退席)。

昨年12月議会に党県議団が紹介して、今議会に再提出された「日米地位協定見直しを政府に求める」請願は、今議会で自民党の紹介で提出された同趣旨の請願と共に全会一致で採択された。

昨年度12月議会に提出された「沖縄本島南部の遺骨の混じる土砂を埋め立てに使わない事を求める」請願は、自公の反対で不採択。自民が不採択に賛成討論、共産と県政が反対討論をおこなった。

今議会に党県議団が紹介して提出された、国に「選択的夫婦別姓制度導入を求める」請願は、自民が不採択に賛成討論、共産が反対討論、自公の反対で不採択となった。不採択に共産党と県政クラブが反対したが、県政クラブの半数7名が退席し、県政クラブとして討論はおこなわれなかった。

②「笑いで健康条例」で県民の批判を敵視

2024年6月定例会で自民党・公明党の多数で可決した「笑いで健康条例」について、山形行政チェック有志の会が2025年2月6日、県議会議長あてに条例の廃止を求める4000筆余りの署名を提出した。県は2025年度予算に条例関連の事業を計上しなかった。

条例の提出者である自民党議員は予算特別委員会で「笑顔であふれるよりは不平不満がまん延する世の中を望む勢力があることも事実。いわゆる革命思想で、不平不満をエネルギーにして体制を転覆するもの…。まるでACジャパン『決めつけ刑事(デカ)』のよう」などと、条例に対する県民の当然の批判を敵視し、趣旨をねじ曲げて揶揄する主張をおこなった。質問を見た県民からは強い怒りの声が寄せられた。

③県議の海外調査費、説明無く増額

3月18日の議会運営委員会で海外政策課題調査事業、いわゆる「海外視察」について、議員一人当たりの費用80万円から110万円に引き上げるという報告がおこなわれた。党県議団には事前の説明はなく、オブザーバー参加している県議員が、「経費節減の努力が常に求められる中、2024年度の決算を示すと共に、既に示されている2025年度予算をどうするのか明らかに」と挙手して説明を求めたが、自民委員長が発言を認めず、他の委員もそれを了承して議題とされなかった。

海外視察は、2011年以降、県民からの批判や経費縮減の要請もあって自粛が続いていた。2018年に2大会派間で「一人当たりの費用を100万円から80万円に縮減する」などとして再開を決定したもののコロナ禍もあって実施されずに経過、2024年度に10数年ぶりに実施された(1組5名)。

縮減した一人当たりの金額が2年目にして30万円増額された(後日の説明による)。

県民生活が困難を増す中、県民への説明責任も果たさない増額が県民の理解を得るのは難しい。視察に参加しない議員も出る可能性はあるが、制度に反対を表明しているのは党県議団のみである。

④議長副議長選挙、議会運営について

3月19日、議長選挙が行われた。共産党県議団は、議長選挙では白票。副議長選挙では県政クラブの高橋啓介議員に投票した。地方議会では、公平公正な議会運営の姿勢の表れとして、議長は第1会派、副議長は第2会派からという慣習があるが、山形県議会では長らく自民会派が議長・副議長のポストを独占している。

現在、山形県議会は、定数43人のうち自民党が26人と多数を占めているが、自民党(26人)と第2会派の県政クラブ(14人)の2大会派が非公開でおこなう会派(5人以上)協議会が事実上の決定機関となり、公開の会議である議会運営委員会では結論が確認されるのみであるため、県民には議会の諸決定の理由が明らかにされない「閉ざされた議会」となっている。共産党は会派協議会にオブザーバー参加すら認められず、会議結果も報告されない。他県に例を見ない議会運営とみられる。

今回の県議の海外政策課題調査事業費の引上げも議会運営委員会では理由が説明されなかった。

⑤常任委員会等の所属変更、質問の割り当てについて

【関徹】 農林水産常任委員会、こども支援・若者定着対策特別委員会

【石川渉】 厚生環境常任委員会、再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会、山形県議会広報・広聴委員会

党県議団が厚生環境・商工労働以外の常任委員会に所属するのは、2014年度の渡辺ゆり子元県議以来10年ぶりとなる。会派の質問割り当ては、予算特別委員会は6月、12月定例会で、一般質問は9月定例会となる。

(6) 各常任委員会での質問

厚生環境常任委員会で石川議員が行った質問は次の通り。

2024度2月補正予算の質問では、生活保護制度の啓発を取り上げた。水際作戦と呼ばれた申請の受理拒否が頻発していた状況からは大きく変化しているが、いまだに生活保護バッシングの影響で「生活保護は受けたくない」と考える方は少なくない。また受給者への目も厳しいものがある。生活保護を国民の当然の権利として使える制度にしていくために広報などの啓発活動に力を入れて取り組むように求めた。また、車の所有が一定の条件の下で認められていることを確認し県内の状況を尋ねた。

新年度当初予算については、市町村や集落で設置できる小水力発電の設置推進について質問し県からは力を入れて取り組むとの答弁を得た。

保育園のこども誰でも通園制度の問題では、保育士の配置基準が通常の保育より下がるのではないかと質問したが、県は変わらないとの答弁で、資料の見方に齟齬がある状況。

困難な問題を抱える女性を支援する女性相談支援員の処遇について質問し正職員化を求めたが県からは明確な答弁はなかった。

介護事業の問題では生産性向上について取り上げ、介護職員のやりがい奪うカメラでの監視などの機械化はやめるべきだと主張した。

国民健康保険の質問では、納付金ベースでの統一の影響について尋ね、市町村ごとの医療提供体制や健康促進事業に差があることから医療費にも当然に差があることを指摘し、統一を目指すべきではないと訴えた。

商工労働観光常任委員会で関議員が行った質問は次の通り。

1) 県博 庄内自然史展

関議員は、県立博物館が鶴岡市でおこなっている庄内自然史博物館の展示場所や方法等の課題を指摘、出張展示等の更なる充実を求めた。県民文化芸術振興課長は課題を認め、予算、人員等も含め、充実を検討していくと答えた。

2) 指定文化財保存修理事業

2025年度の予算の増額の理由、保存修理の対象の状況、事業の制約となっている補助金調整率の見直しを求めた。県民文化芸術振興課長は、調整率は見直していないが、予算の仕組みを変えて、複数年管理で必要な修繕ができるように確保をおこなったと答え、充実の方向に進んでいる事を明らかにした。対象の状況については、専門家による保存実態調査でS・A・B・Cのランクを付け、優先度の高い物のうち、所有者・市町村との調整が整ったものから実施している。現在、緊急性が高いSが16、早い内修理必要のAが9、計25件と答えた。

3) スタンレー早期退職募集に関わって：企業誘致政策のあり方

大手企業の勝手なリストラの動きに、県として意見を言っていくこと、及びそうした中で産業政策のバランス上からも企業立地事業のあり方を質した。

雇用・産業人材育成課長はスタンレーについて、地元経済への影響はかなり大きいものがあり、労働局など関係機関と共に再就職支援に取り組むと答弁。産業立地室長は、不正違法、操業開始5年以内の休止廃止の場合は、補助金返還を求める事ができると答えた。産業労働部長は、企業誘致は地域経済へのインパクトとして期待されており、他県との競争もある、引き続き進めて行くとしながら、誘致企業との定例的なコミュニケーションの場をもち、ご意見のあった大企業の動向をどう考えるか、研究検討すると答えた。

4) 物価高騰、インボイス開始の中での県内中小企業、取り分け零細企業の状況

商業振興・経営支援課長は、原材料価格上昇で収益は厳しい状況が続いている。改善と悪化が増加し2極化が進んでいる。インボイス対応はデジタル対応の補助金などで支援をおこなうと答えた。

また、最賃引き上げが企業に大変な影響を与えている。日商調査などに示される状況をどう捉えているか問うた。働く女性サポート室長は、最低賃金引き上げに際し、政府に求める支援で社保料軽減が8割と直接支援の要求が多いという認識を示した。

岩手県の取り組みを示して企業への直接支援を求めたのに対して、働く女性サポート室長は中小企業が自発的に持続的に賃上げするには原資が必要で、岩手県は昨年度最賃全国最下位の中での取り組みであり、県では生産性向上、取引価格適正化を推進し、物価高騰は補正予算で実施していると答弁。国への働きかけについては、所管外として答弁しなかった。

以上

2024年4月26日

山形県議会議長 森田 廣 様

日本共産党山形県議団
代表 関 徹

「『令和7年度 政府の施策等に対する提案』【部局別】（原案）」について
会派としての意見を下記のとおり提出します。

（みらい企画創造部）

○「国土強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線『米沢トンネル（仮称）』及びフル規格新幹線の早期実現」について（p17）

- ・提案事項 削除

（理由）整備新幹線は、高速化、安定化に寄与するが、着工の条件として、並行在来線をJRから経営分離することが事実上前提とされており、巨額な建設費用が見込まれ、地元負担、環境、既存交通の影響も定かでなく、現行ルート改良案の比較検討など県民の議論も尽くされたとはいえないため。

（健康福祉部）

○「医療人材の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化」について（p73）

- ・タイトルを「医師養成数拡大と偏在是正」にアンダーラインの箇所を加筆修正し、提案事項中の「医師の養成数を拡大するとともに、都市部への偏在を是正」にアンダーラインの箇所を加筆、修正する。

（理由）医師多数県の東京でもOECD平均程度にとどまっていることに見られるように、諸外国に比べ医師養成数が少ないことが本県の医師不足の根本要因となっているため。

○「病院経営の支援強化に向けた取り組みの推進」について（p57）

- ・提案事項（4）「オンライン診療が一層促進されるよう医薬品提供に関する要件を緩和すること」を削除

（理由）オンライン診療は、医療機関が遠い患者らの利便性が上がる一方、重症化の

見落としや誤診のリスク増大を懸念する意見があるため。

○「がん対策の充実と骨髄移植ドナー確保のための支援制度の創設」について(p61)

- ・提案事項(2)の文章に次のアンダーラインを加える「地域のがん医療提供体制の充実に向け、病理医等の養成を拡大するとともに、遠隔診断等の・・・」

(理由) 諸外国に比べ医師養成数が少ないことが本県の医師不足の根本要因となっているため。

(教育局)

○「学習環境改善・学校における働き方改革推進のための支援の充実」について(p125)

- ・提案事項 中(1)の「中学校における35人以下学級を実現」の文言を「1学級の標準人数を小学校1年生から小学校3年生までは標準25人以下、小学校4年生から中学校3年生までは標準30人以下を実現」の文言に入れ替える

(理由) 市町村教育委員会協議会が昨年11月に県教育委員会に要望した文書に「1学級の標準人数を1年生から3年生までは標準25人以下、小学校4年生から中学校3年生までは標準30人以下を実現」の文言があるなど、関係者の一致した要望であるため。

(その他)

提案の各項目に岸田政権が推し進める「デジタル田園都市国家構想」との文言が記載されています。政権は「地方を活性化し、世界とつながる」ためとしていますが、地方を活性化するためには、地方経済の主役である中小企業の振興や農山村の危機打開、全国一律最低賃金の実現などが必要と考えます。

デジタル田園都市国家構想は、デジタル庁の資料に「オープンデータの促進」「地域ビッグデータの活用」が明記され、行政機関などが持つ住民の膨大な個人情報を匿名加工した上で本人の同意なく民間に売り渡し、企業はそれを使って事業を展開することも想定されています。個人情報に関する権利をないがしろにする施策も含まれており、注意が必要と考えます。

以上

2024 年 8 月 20 日

山形県知事 吉村美栄子 様

日本共産党山形県委員会

委員長 本間和也

日本共産党山形県議団

団長 関 徹

石川 渉

7 月 25 日からの豪雨災害に関する県への要望

県政史上最大級となる、豪雨災害対応へのご精励に深く敬意を表します。

日本共産党山形県委員会と山形県議団も、高橋千鶴子衆議院議員、岩渕友参議院議員とともに現地調査を行って参りました。

県管理の道路、堤防・橋梁、砂防施設、山林、JR の鉄道などインフラの損壊、家屋等の浸水、農地の土砂流入・冠水等々の甚大な被害を目の当たりにすると共に、住家・生活資材を失った多くの県民の助けを求める声を重く受け止めて参りました。県に対する市町村の支援要請も極めて切実と痛感しました。

県民が一日も早く日常を取り戻すための応急対策に加えて、近年の異常気象の下で再度の被害が発生することを防止する対策も喫緊であると考えます。

つきましては、下記の事項について実施されますよう要請します。

記

1. 被災者生活支援、「被災者生活再建支援法」制度等の適用

- ①仮設住宅・公営住宅・民間借り上げ住宅等に避難した人に、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン等の生活家電購入支援を行うこと。その他、生活に必要な備品を支給すること。上記の生活必需品を提供できるように災害救助法の改正を国に求めること。
- ②民間住宅の借り上げを実施すること。仮設住宅は 20 日以内に建設すること。
- ③上記住宅等の設置・入居に当たっては、住民の要望をよく聞き、従来のコミュニティの保全を図ること。高齢・障がい・病気等の状況に応じ、交通手段等に配慮した住宅を提供すること。県独自に家賃の軽減を図ること。
- ④災害見舞金の充実を行い、当面の生活費の確保を図ること。
- ⑤全壊、多数の床上浸水等がある市町村に、一刻も早く「被災者生活再建支援制度」を適用すること。県独自に最大 300 万円支援する「山形県被災者生活再建支援事業」を実施すること。支給時期の目途を明らかにすること。
- ⑥能登半島地震で実施された「地域福祉推進支援臨時特例交付金」を国に要望すること。
- ⑦浸水で損壊した自動車、除雪機などの生活資材購入支援なども含め「被災者生活再建支援制度」の抜本拡充を国に求めること。

⑧浸水した住宅の洗浄や公衆浴場等に、広域水道料金の減免(「山形県水道用水料金条例」第3条 管理者は、災害その他特別の理由がある場合は、料金を減免することができる)をおこなうこと。

⑨民地内の土砂の撤去について、災害救助法を積極的に活用するよう市町村に周知すること。

2. 道路、鉄道の交通網の被害対策を

①県道の通行止めは、開通(片側交互通行)の目途を住民に知らせること。「外部から自動車で到達できない」集落を孤立集落と見なし、早期に解消を図ること。

②スクールバスが通れない迂回路(遊佐町県道 373 号線、8 月 5 日現在)は、学校が始まるまで開通させること。

③国道 344 号線(酒田市・真室川町)早期復旧に努めること。

④奥羽本線、陸羽東線の運休区間は、被害状況と復旧の見通しの公表を JR・国に求めること。JR・国の責任で早期運転再開を図るよう要望すること。

3. 土砂災害対策を

①県が指定した急傾斜地のがけが崩れ住宅に被害が及んでいる。市町村・住民に災害復旧完了の目途を伝えること。

②土砂災害警戒区域外でがけ崩れが発生している、調査を行い指定の見直しを行うこと。

③転居費用の十分な支援を行うこと。

4. 河川はん濫・浸水対策を

①最上川・赤川の集落地近傍など重要な個所で、超過洪水対策として、特殊堤建設を国に求めること。

②赤川国直轄区域は、河川整備及び流量確保対策の早急な推進を、国に引き続き要望していくこと。

③県管理河川の維持管理強化と超過洪水対策を実施すること。県内河川を緊急に調査し、流下能力向上対策を計画的・継続的に進めること。

④戸沢村古口の排水機場の排水能力を増強し、内水被害対策を向上させること。国土交通省「内水処理計画の手引き」を見直し、すべての居住地を含む内水処理施設の目標内水安全度を、現行の 10 年以上から、30 年以上に引き上げるよう国に求めること。

⑤戸沢村古口、蔵岡地区の住民に対して、国とともに被害状況の説明会を実施し、住民要望を聴く機会を設けること。

⑥荒瀬川について、早期の災害復旧対策を実施すること。また、住民の意見を聞きながら再度災害が起こらないような河川整備計画の策定を図ること。

⑦京田川に関わる溢水・内水被害等が繰り返し発生していることから、同河川の整備計画を再検討すると共に、流下能力向上等の対策を速やかに実施すること。

⑧真室川町大沢地区では、鮭川等が越水し、付近のあさひ小学校のグラウンド、プール等に

泥水が侵入した。付近の住宅も床上浸水の被害が出ている。再度、被害が生じないように、また、子どもたちに被害が生じないように対策を講じること。

⑨遊佐町六日町付近で発生した内水被害については、多くの住家に床上浸水の被害をもたらした。月光川への内水被害対策を講じること。

5. 早期の農地・農業用施設災害復旧事業を

①農地・水路等への土砂流入で、農業用水の確保対策が緊急課題となっている。「査定前着工制度」を積極的に活用すること。

②市町村では技術系職員が不足していることから、県職員の派遣をおこなうこと。県内市町村にも必要な職員の派遣を呼びかけること。知事会を通して人員支援を求めること。

③国の制度の対象とならない40万円以下の小規模被災も対象とすること。

④冠水した水田はじめ、農作物を作る農家への技術的助言を行う相談窓口の設置を農家に周知すること。

⑤農業共済は、早期支払いを行うこと。

⑥農林水産業が災害を機に離農・廃業を余儀なくされることがないように、可能な限り営農再開に向けた支援を行うこと。

6. 観測体制強化と情報伝達体制の整備、防災計画の改正

①これまでに経験したことがない豪雨による災害に対応する上で、気象・河川水位の観測所が不足している。観測所を大幅に増やし、災害対策本部の情報収集と解析能力を強化して、地域住民等への情報伝達体制の強化を図ること。

②想定外の豪雨、超過洪水に対応した「防災計画」が必要になっている。県、市町村の「防災計画」の見直しを進めること。

以上

2024年11月27日

山形県知事 吉村美栄子 様

日本共産党山形県委員会
委員長 本間 和也
日本共産党山形県議団
団長 関 徹
石川 渉

2025年度 県政運営に関する提案・要望

日頃の県政発展のためのご精励に敬意を表します。

昨年来の電気料金の値上げ、燃料費の高騰、食料品や日用品の価格上昇に加えてコメ価格の高騰など物価高騰が家計を大きく圧迫、政府調査でも「生活が苦しい」とする世帯が過去最高水準となっています。

また、異常気象に伴う自然災害が多発するなか、県では7月に過去最大の被害となる豪雨災害に見舞われました。被災世帯・地域は苦難に見舞われ、災害への不安は県民全体に広がっています。

こうした中で、県政が「県民の暮らし最優先」の姿勢を貫いて、そのための施策を大きく展開する事が強く求められています。

政府の来年度概算要求では、引き続き軍事費が突出して増加し8兆5千億円と、5年間で43兆円の大軍拡を強行する姿勢を示しています。

一方、最低賃金が上昇する中、その賃上げを支援する「業務改善助成金」はわずか22億円です。

衆院選で多くの野党が公約して期待が高まっている、時給1500円までの最低賃金引き上げのための実効有る施策が強く求められます。

農業では水田活用支払い交付金で、米農家の怒りを呼んでいる「5年水張りしなければ対象外」の方針を強行する方針です。

教育では、不登校・いじめ等の増加が深刻さを増しているにもかかわらず、そ

の要因である競争主義教育を見直す姿勢は見受けられません。

児童生徒への丁寧なかかわりがますます求められているにもかかわらず、教職員定数は大幅減です。

若者と子育て世帯を苦しめる大学等の高い学費を引き下げるところか、来春懸念される大幅な学費値上げの動きを黙視しています。

物価上昇を下回る年金の実質減額の継続は、高齢者の生活不安を一層深刻にしています。

こうした中で、県民のいのちと暮らしを守るための以下の諸施策を実施されると共に、政府に対しては県民の声を代弁する立場を貫いて、必要な事項を強く要望するよう求めます。

2025年度予算要望・提案

【物価高騰と賃金向上対策、子育て支援対策】

1. 物価高騰・生活苦から県民のいのちと暮らしを守るため、物価高騰対策の思い切った拡充をはかること。
2. 県賃金向上推進事業と、中小業者支援対策については予算拡充をすること。物価高騰による労働者の生活と中小企業経営の窮状に鑑み、「最低賃金時給1500円に引き上げ」と全国一律最低賃金制度の創設、中小企業支援策の充実（社会保険料の支援など）を国に強く求めること。
3. 小中学校給食費無償化や奨学金返還支援の拡充など、いっそうの子育て支援策を充実させること。また、国に給食費無償化措置や大学等の学費引き下げ及び給付型奨学金の抜本的拡充を求めること。県立大学の授業料を抑えること。
4. 学童保育料の利用料軽減措置を拡充すること。0から2歳の保育料無償化を推進すること。
5. 大学生・短大・専門学校生、ひとり親の生活支援を継続・拡充すること。フードバンクなど市町村、民間の取り組みを支援すること。
6. 電気代の引き下げを電力会社・政府に求めること。
7. LPガス利用者（家庭・事業者）の負担を軽減する対策をとること。
8. 私立高等学校授業料軽減補助は、授業料助成上限額を引き上げ、入学時納付金（入学金・施設整備費）や諸経費を含んだ毎月の納付金を対象にすること。
9. 「低所得世帯の冬の生活応援事業」（福祉灯油）の対象を住民税均等割のみ非課税世帯や生活保護世帯に広げ、助成額増額を継続すること。

市町村に事務費を交付すること。

1 0. 政府補正予算による介護職員及び障害福祉職員の「賃金引上げ6000円」は極めて不十分であり、政府に抜本的な引き上げを求めること。

県として処遇改善に努めること。

1 1. 保育士の配置基準の改善を国に求めること。県独自に配置基準を拡充すること。

1 2. 学童保育の指導員の処遇改善を行うこと。児童養護施設の支援費部活動費を始め改善・拡充を行うこと。

1 3. インボイス制度導入の廃止を政府に求めること。フリーランスに対する相談支援、小規模事業者への支援を強化すること。地元発注を強めること。

1 4. 消費税の緊急減税を国に求めること。

【医療・福祉】

1 5. 新型コロナが医療・介護・福祉の現場に引き続き人的・経済的負担を与えている現状に即して、患者・利用者の安全確保と従事者の処遇改善のための支援をおこなうこと。

1 6. 高すぎる国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げることを目指し、基金の最大限の活用を図ること。子どもの均等割りを撤廃すること。国に公費投入を求めること。

1 7. 地域医療構想による公立・公的病院の統廃合・病床削減を中止すること。OECD加盟国でも貧弱な医師・看護師養成と配置定数の見直しと処遇改善など医療体制の抜本的な拡充を国に求めること。県として処遇改善を図り、奨学金制度を拡充すること。

18. 奨学金拡充など介護・福祉などの職員養成を進め、事業所等の職員確保策を支援すること。国に対して抜本的な処遇改善を始めとする実効性の有る確保策を求めること。
19. 生活保護の申請は国民の権利であることを周知し、扶養照会を行わないこと。
20. 介護保険料引き下げと、低所得者を始めとする保険料・利用料軽減の拡充を図ること。事業所への支援を行って必要なサービスの確保を図ること。介護保険事業にとどまらない老人福祉の充実を図ること。国に対して介護保険の国庫負担割合を引き上げるよう求めること。
21. 後期高齢者医療保険料の引き下げを行うこと。
22. 霊感商法等の悪質商法に対応する取組を強化すること。高校生、若者への啓発を強めること。
23. ひきこもりとその家族への支援について、支援件数や居場所の数などの数値目標を持って抜本的拡大を図ること。事業者・ボランティア組織等を支援し、研修等人材育成、訪問支援、居場所設置、地域ネットワーク構築、家族会の組織・支援を進めること。ひきこもり自立支援センター巢立ちと保健所の相談支援を抜本的に強化すること。巢立ちの庄内支所設置を図り、当面出張相談を十分に実施すること。
24. 精神障害者健康福祉手帳を高齢（65歳以上）の認知症の方に交付する自治体が全国で広がっている。山形県も交付を進めること。
25. 高次脳機能障害について職場・地域での理解を進め、2024年6月定例会で部長が答弁した精神保健福祉センターの改善点を遂行すること。

【ジェンダー】

26. 困難な問題を抱える女性への支援体制構築のため女性相談員の常勤化、処遇改善を図ること。
27. 「生理の貧困」を女性の人権にとらえ、公共施設や学校トイレなどに生理用品を配置すること。国へ財源も含め要望すること。
28. あらゆる分野でジェンダー平等の推進に取り組むこと。アンコンシヤスバイアス解消に向けた取組、政策決定の場（管理職・審議会委員等）の女性の比率を高めること。市町村の取り組みに支援強化を行うこと。女性差別撤廃条約の選択的議定書批准、性暴力・DV被害支援の強化、セクハラ・パワハラ禁止を国に求めること。学校教育でLGBTQも含めたジェンダー平等教育計画を策定して推進すること。
29. 選択的夫婦別姓の実現を政府に要望すること。パートナーシップ宣言制度は異性間のカップルも対象とすること。

【労働】

30. 企業の勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設ける勤務間インターバルの導入促進のため、事業所の実態調査と推進を図ること。
31. 女性・若者・障がい者の就労環境、ハラスメント対策など職場環境の改善を進めるため、職場環境改善アドバイザーを拡充すること。
32. 障害者雇用の法定雇用率(R6～法定雇用率アップ)の周知とともに、民間企業の障害者雇用を支援すること。

【防災・減災対策の充実】

- 33. 防災対策について、孤立集落対策や、避難計画、避難所の改善等の地域防災計画の充実を図ること。
- 34. 生活再建支援制度の拡充を行うこと。避難所の強化と応急仮設住宅について人権を保障する基準を設けて整備を進めること。
- 35. 県管理河川整備の着実な推進と、流下能力向上対策費を増やすこと。
国に対して、国直轄管理河川の整備計画のレベルアップと事業実施の加速を求めること。
- 36. 土砂災害の予防対策強化を含め防災・減災対策の強化を図ること。
- 37. 道路の除排雪予算を確保すること。雪による事故防止に努め、中山間地、高齢者、障がい者、ひとり親などの雪下ろしを支援すること。
全ての児童・生徒の通学路の安全確保のための除雪を徹底すること。
国に財政支援の拡充を求めること。

【地球温暖化・エネルギー対策】

- 38. 政権の原発回帰方針に反対し、原子力に頼らない「卒原発」の姿勢を堅持し、引き続き国に訴えること。
- 39. 熱中症予防の広報啓発を推進し、クーラーの電気代を補助すること。
恒久的な制度（福祉灯油制度の夏版）を創設すること。
- 40. 再エネの導入は、売電収入を中心に地域に利益がもたらされる事を目的に据え、利益分配、健康被害・災害防止、自然環境・景観配慮等で住民合意を得ることを事業者を求めること。洋上風力も住民への十分な説明を行って合意が形成されることを条件とすること。
- 41. 地球温暖化対策を強力に進めること。徹底した省エネ・再エネの普

及、プラスチックゴミの削減など循環型社会の実現を行うこと。県民運動を行うこと。

【農業】

- 4 2. 家族農業・小規模農業支援を強化すること。
- 4 3. 所得補償・価格保障を始め、実効ある政策で食料自給率引き上げることを国に求めること。
- 4 4. 市場まかせの米政策を見直し、ゆとりある生産量と備蓄の確保、供給超過の場合には備蓄に回すなど、作り続けられる政策に転換することを政府に求めること。
- 4 5. 有機農業を推進すること。減農薬を進め、農薬を極力使わない農業技術の開発研究と普及を一層進めること。販路拡大、販売方法改善・強化取り組みへの支援を強めること。
- 4 6. さくらんぼを始めとする果樹振興の上での最重要課題である人手不足対策を強化すること。

【交通】

- 4 7. 国の責任でJR米坂線の災害復旧を急ぐように求めること。
- 4 8. 国が公共交通に責任を持つことを強く求めること。国が線路・駅などの鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行う上下分離方式など持続可能な鉄道網の維持・発展を国に求めること。
- 4 9. 地域公共交通の確保とともに交通弱者対策を始めとした市町村の対策を支援すること。
- 5 0. 米沢トンネルは、途中駅住民の方の意見をよく聞くとともに、防災

と安定運行の観点から、「現在の板谷ルート改良案」との比較検討を行い、費用対効果を再検討すること。

【教育】

- 5 1. 子どもの意見表明権をすべての施策で保障すること。
- 5 2. 教員定数を充足させ教員未配置を解消し、20人学級を目指し教職員配置を拡充すること。「多人数単学級」を直ちに解消すること。
- 5 3. 異常な長時間労働の是正のために、学校の業務削減を進めること。
一年単位の変形労働時間制を導入しないこと。
- 5 4. 受験競争の低年齢化と学校間格差をもたらし、経済力による生徒の選別につながる進学校の中高一貫校化政策を見直すこと。庄内中高一貫校ではそうした弊害の発生を抑制する対策をとること。
- 5 5. 次期山形県教育大綱、第7次山形県教育振興計画(～R6 現計画)の策定に当たっては、児童・生徒のストレスを拡大し「精神的幸福度」を低下させ、不登校・いじめ等の要因ともなっている競争主義と管理主義を見直し、一人ひとりの人間的成長を教育の最大の眼目とすること。全国いっせい学力テストの中止を国に求めること。
- 5 6. 児童生徒の通学手段・連絡手段の確保充実を行うこと。
- 5 7. 不登校、いじめ、暴力、自殺などに対応して、教職員配置の拡充を行うこと。国のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、勤務時間の拡充を図ること。市町村の教育支援センター(適応指導教室)への人員配置等への支援をおこなって、不登校等児童生徒への公的支援の拡充を進めること。県教育センターの関連する機能を拡充すること。フリースクールを始めとする民間のサービ

スの利用料等負担を支援すること。

58. 特別支援教育において、通級指導を全小中高校での実施をめざし抜本的に拡充すること。支援員を拡充すること。発達障がいの児童・生徒の実態把握を進め、個別の教育支援計画・指導計画の策定と計画に基づく指導を拡充する事。高校での計画策定を進めること。

59. 困難な生徒の受け皿となっている定時制・通信制高校について、生徒の自立支援を十分おこない得る教職員配置を図ること。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置すること。全日制から定時制・通信制への「編入」の実態について十分把握し、全日制の困難な生徒の対策も充実させること。スクールバス実施など通学の保障をおこなうこと。国・県・市町村の福祉・労働施策の活用を進めること。

60. 定時制・通信制について、教職員配置定数改善など、大きく変化した実態にあった制度に改めるよう国に求めること。

61. 学校ICT化に伴う、学校現場・保護者負担をなくすこと。高校生のタブレット導入に係る経費は公費負担で行うこと。

62. 家庭教育は行政が家庭に介入せず、多様性と自主性を尊重すること。

【デジタル化】

63. デジタル化は業者任せにせず、県が責任をもって運用できる体制をとること。個人情報保護を徹底すること。マイナンバーの取得の強制を行わず、監視社会づくりに用いないこと。デジタル化を理由に、人員削減を行わないこと。

【平和】

- 6 4. 敵基地攻撃能力保有と先制攻撃戦略、大軍拡・負担増について、反対を表明し、政府に撤回を求めること。
- 6 5. 核兵器禁止条約批准を国に求めること。
- 6 6. 政府に、イスラエルの軍事行動を国際法違反と批判し、即時停戦するよう求めること。
- 6 7. 侵略戦争の反省と戦争の悲惨さを将来の世代に引き継ぐ事業をおこなうこと。

以上

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	2
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(4月分)	
支出年月日	令和6年4月26日(金)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2024年 04月26日 00A240402827 円 500 2024年 04月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費 2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町 2-17-16 023-624-3945 報告印	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号																												
資料購入費	3																												
事業名、使途及び内容等																													
赤旗紙誌代(4月分)																													
支出年月日	令和6年4月30日(火)																												
支出先	日本共産党村山地区委員会																												
支出(領収書)の総額	5,521 円																												
政務活動費の支出額	5,521 円																												
活動年月日(期間)																													
場所																													
面談の有無 (有りの場合は相手方)																													
特記事項																													
領収書その他の証拠書類の添付欄																													
日本共産党山形県議団 様 しんぶん赤旗 領収書 2024 年 4 月分 5,521 円(税込) <table><tr><td>新聞・雑誌名</td><td>税率</td><td>部数</td><td>金額(税込)</td></tr><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>930</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></table> <table><tr><td>8%対象</td><td>4,099 円(税抜)</td><td>消費税</td><td>328 円</td></tr><tr><td>10%対象</td><td>995 円(税抜)</td><td>消費税</td><td>100 円</td></tr></table> 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 領収年月日 4/30 極者		新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)	日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794	8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円	10%対象	995 円(税抜)	消費税	100 円
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)																										
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497																										
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930																										
新やまがた	10%	1	300																										
『議会と自治体』	10%	1	794																										
8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円																										
10%対象	995 円(税抜)	消費税	100 円																										

領収書等添付票

支出科目	整理番号																				
資料購入費	5																				
事業名、使途及び内容等																					
赤旗紙誌代(5月分)																					
支出年月日	令和6年5月31日(金)																				
支出先	日本共産党村山地区委員会																				
支出(領収書)の総額	5,521 円																				
政務活動費の支出額	5,521 円																				
活動年月日(期間)																					
場所																					
面談の有無 (有りの場合は相手方)																					
特記事項																					
領収書その他の証拠書類の添付欄																					
日本共産党山形県議団 様 しんぶん赤旗 領収書 2024 年 5 月分 5,521 円(税込) <table><thead><tr><th>新聞・雑誌名</th><th>税率</th><th>部数</th><th>金額(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>930</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></tbody></table> 8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円 10%対象 995 円(税抜) 消費税 100 円 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 領収年月日 5/31 扱着		新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)	日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)																		
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497																		
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930																		
新やまがた	10%	1	300																		
『議会と自治体』	10%	1	794																		

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	7
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(5月分)	
支出年月日	令和6年5月29日(水)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無	
(有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2024年 05月29日 00A240502827 円 500 2024年 05月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費 2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町 2-17-16 023-624-3945 担当印	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領収書等添付票

支出科目	整理番号																												
資料購入費	8																												
事業名、使途及び内容等																													
赤旗紙誌代(6月分)																													
支出年月日	令和6年6月28日(金)																												
支出先	日本共産党村山地区委員会																												
支出(領収書)の総額	5,521 円																												
政務活動費の支出額	5,521 円																												
活動年月日(期間)																													
場所																													
面談の有無 (有りの場合は相手方)																													
特記事項																													
領収書その他の証拠書類の添付欄																													
日本共産党山形県議団 様 しんぶん 赤旗 領収書 2024 年 6 月分 5,521 円(税込) <table><tr><td>新聞・雑誌名</td><td>税率</td><td>部数</td><td>金額(税込)</td></tr><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>930</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></table> <table><tr><td>8%対象</td><td>4,099 円(税抜)</td><td>消費税</td><td>328 円</td></tr><tr><td>10%対象</td><td>995 円(税抜)</td><td>消費税</td><td>100 円</td></tr></table> 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 領収年月日 6/28 扱者		新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)	日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794	8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円	10%対象	995 円(税抜)	消費税	100 円
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)																										
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497																										
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930																										
新やまがた	10%	1	300																										
『議会と自治体』	10%	1	794																										
8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円																										
10%対象	995 円(税抜)	消費税	100 円																										
按分による支出がある場合の記載事項																													
按分の率	(-)																												
按分による政務活動費の支出額	(-)																												
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項																													
政務活動費の支出額	(-)																												

領収書等添付票

支出科目	整理番号
資料購入費	10

事業名、用途及び内容等

商工新聞(6月分)

支出年月日 令和6年6月28日(金)
支出先 山形民主商工会

支出(領収書)の総額 500 円
政務活動費の支出額 500 円

活動年月日(期間)
場所

面談の有無
(有りの場合は相手方)
特記事項

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

日本共産党山形県議団 様 2024年06月28日

00A240602827 ￥ 500

2024年06月度会費 上記、正に領収いたしました



民商会費
民商会費2
商工新聞代 500
婦人部
青年部
共済会

郵送代

山形民主商工会
山形市南栄町2-17-16

023-624-3945

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (-) 按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額 (-)

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	11

事業名、用途及び内容等

山形新聞購読料(2024年4月～2025年3月分)

支出年月日 令和6年7月23日(火)
支出先 山形新聞販売店

支出(領収書)の総額 50,400 円
政務活動費の支出額 50,400 円

活動年月日(期間)
場所

面談の有無
(有りの場合は相手方)
特記事項

領収書その他の証拠書類の添付欄

別添

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (-) 按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額 (-)

領 収 書

No 048091

日本共産党

6 年 7 月 23 日

山形県議団 様

山形新報株式会社

〒990-0047 山形市藤巻町5番12号
山形新報ビル5F
TEL (023)635-6111
FAX (023)635-6113

収入印紙

450400 円

8% (うち消費税 3733 円)

上記の金額を領収致しました。

登録番号 T 7390001002264

山形中央営業所

山形市あさひ町 14-18

TEL (023)642-5571 FAX (023)642-5572

受取人印



品 名	数 量	単 価	金 額	受 取 金 額
山形新聞	12	4200	50400	50400
R6 4月 ~ R7 3月分購読料				
合 計				750400

(金額の訂正及び社印並びに受取人印なきものは無効です。)

〈区分〉 ①現金 2.小切手 3.振込

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号																												
資料購入費	12																												
事業名、使途及び内容等																													
赤旗紙誌代(7月分)																													
支出年月日	令和6年7月31日(水)																												
支出先	日本共産党村山地区委員会																												
支出(領収書)の総額	5,581 円																												
政務活動費の支出額	5,581 円																												
活動年月日(期間)																													
場所																													
面談の有無																													
(有りの場合は相手方)																													
特記事項																													
領収書その他の証拠書類の添付欄																													
日本共産党山形県議団 様 しんぶん赤旗 領収書 2024 年 7 月分 5,581 円(税込) <table><tr><td>新聞・雑誌名</td><td>税率</td><td>部数</td><td>金額(税込)</td></tr><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>990</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></table> <table><tr><td>8%対象</td><td>4,155 円(税抜)</td><td>消費税</td><td>332 円</td></tr><tr><td>10%対象</td><td>995 円(税抜)</td><td>消費税</td><td>100 円</td></tr></table> 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 領収年月日 7/31 扱者		新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)	日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794	8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円	10%対象	995 円(税抜)	消費税	100 円
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)																										
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497																										
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990																										
新やまがた	10%	1	300																										
『議会と自治体』	10%	1	794																										
8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円																										
10%対象	995 円(税抜)	消費税	100 円																										

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	14
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(7月分)	
支出年月日	令和6年7月24日(水)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2024年07月24日 00A240702827 ￥ 500 2024年07月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町2-17-16 023-624-3945 担当印	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領収書等添付票

支出科目	整理番号																				
資料購入費	15																				
事業名、用途及び内容等																					
赤旗紙誌代(8月分)																					
支出年月日	令和6年8月30日(金)																				
支出先	日本共産党村山地区委員会																				
支出(領収書)の総額	5,581 円																				
政務活動費の支出額	5,581 円																				
活動年月日(期間)																					
場所																					
面談の有無 (有りの場合は相手方)																					
特記事項																					
領収書その他の証拠書類の添付欄																					
日本共産党山形県議団 様 <table><thead><tr><th>新聞・雑誌名</th><th>税率</th><th>部数</th><th>金額(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>990</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></tbody></table> 8%対象 4,155 円(税抜) 消費税 332 円 10%対象 995 円(税抜) 消費税 100 円 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 しんぶん赤旗 領収書 2024 年 8 月分 5,581 円(税込) (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 領収年月日 8/30 報告		新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)	日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)																		
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497																		
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990																		
新やまがた	10%	1	300																		
『議会と自治体』	10%	1	794																		
按分による支出がある場合の記載事項																					
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)																				
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項																					
政務活動費の支出額 (-)																					

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	17
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(8月分)	
支出年月日	令和6年8月30日(金)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2024年08月30日 00A240802827 円 500 2024年08月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費 2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町2-17-16 023-624-3945 担当印	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額	(-)

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	18
事業名、使途及び内容等	
赤旗紙誌代(9月分)	
支出年月日	令和6年9月30日(月)
支出先	日本共産党村山地区委員会
支出(領収書)の総額	5,581 円
政務活動費の支出額	5,581 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無	
(有りの場合は相手方)	
特記事項	

領収書その他の証拠書類の添付欄																					
日本共産党山形県議団 様 しんぶん赤旗 領収書 2024 年 9 月分 5,581 円(税込) <table><tr><td>新聞・雑誌名</td><td>税率</td><td>部数</td><td>金額(税込)</td></tr><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>990</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></table> 8%対象 4,155 円(税抜) 消費税 332 円 10%対象 995 円(税抜) 消費税 100 円 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 領収年月日 9/30 扱者 		新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)	日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)																		
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497																		
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990																		
新やまがた	10%	1	300																		
『議会と自治体』	10%	1	794																		

按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領収書等添付票

支出科目	整理番号
資料購入費	20

事業名、使途及び内容等

商工新聞（9月分）

支出年月日

令和6年10月1日(火)

支出先

山形民主商工会

支出（領収書）の総額

500円

政務活動費の支出額

500円

活動年月日（期間）

場所

面談の有無

（有りの場合は相手方）

特記事項

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

日本共産党山形県議団 様

2024年

/ 日



00A240902827 ￥ 500

2024年 09 月度会費 上記、正に領収いたしました

民商会費

民商会費 2

商工新聞代 500

婦人部

青年部

共済会

郵送代

山形民主商工会

山形市南栄町2-17-16

023-624-3945

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(-)

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	21
事業名、使途及び内容等	
赤旗紙誌代(10月分)	
支出年月日	令和6年10月31日(木)
支出先	日本共産党村山地区委員会
支出(領収書)の総額	5,581 円
政務活動費の支出額	5,581 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
日本共産党山形県議団 様 新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込) 日刊「しんぶん赤旗」 8% 1 3,497 「しんぶん赤旗」日曜版 8% 1 990 新やまがた 10% 1 300 『議会と自治体』 10% 1 794 しんぶん赤旗 領収書 2024 年 10 月分 5,581 円(税込) (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 8%対象 4,155 円(税抜) 消費税 332 円 10%対象 995 円(税抜) 消費税 100 円 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 領収年月日 10/31 扱者	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	23
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(10月分)	
支出年月日	令和6年10月29日(火)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2024年10月29日 00A241002827 ￥ 500 2024年10月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費 2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町2-17-16 023-624-3945 	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号																				
資料購入費	25																				
事業名、使途及び内容等																					
赤旗紙誌代(11月分)																					
支出年月日	令和6年11月29日(金)																				
支出先	日本共産党村山地区委員会																				
支出(領収書)の総額	5,581 円																				
政務活動費の支出額	5,581 円																				
活動年月日(期間)																					
場所																					
面談の有無																					
(有りの場合は相手方)																					
特記事項																					
領収書その他の証拠書類の添付欄																					
日本共産党山形県議団 様 しんぶん赤旗 領収書 2024 年 11 月 分 5,581 円(税込) (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 <table><thead><tr><th>新聞・雑誌名</th><th>税率</th><th>部数</th><th>金額(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>990</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></tbody></table> 8%対象 4,155 円(税抜) 消費税 332 円 10%対象 995 円(税抜) 消費税 100 円 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗		新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)	日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)																		
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497																		
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990																		
新やまがた	10%	1	300																		
『議会と自治体』	10%	1	794																		
按分による支出がある場合の記載事項																					
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)																				
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項																					
政務活動費の支出額 (-)																					

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	27
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(11月分)	
支出年月日	令和6年11月30日(土)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2024年11月30日 担当印 00A241102827 ￥ 500 2024年11月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町2-17-16 023-624-3945	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	28

事業名、使途及び内容等

赤旗紙誌代(12月分)

支出年月日 令和6年12月27日(金)
支出先 日本共産党村山地区委員会

支出(領収書)の総額 5,581 円
政務活動費の支出額 5,581 円

活動年月日(期間)
場所

面談の有無
(有りの場合は相手方)
特記事項

領収書その他の証拠書類の添付欄

日本共産党山形県議団 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
新やまがた	10%	1	300
『議会と自治体』	10%	1	794

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 12 月 分

5,581 円(税込)

(取扱先)
日本共産党村山地区委員会
山形市小白川町
四丁目13-15
TEL 023-631-7103

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	995 円(税抜)	消費税	100 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
12/27



按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (-) 按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額 (-)

領収書等添付票

支出科目	整理番号
資料購入費	30
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(12月分)	
支出年月日	令和6年12月26日(木)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無	
(有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2024年12月26日 相当印 00A241202827 円 500 2024年12月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町2-17-16 023-624-3945	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号																
資料購入費	31																
事業名、使途及び内容等																	
赤旗紙誌代(1月分)																	
支出年月日	令和7年1月31日(金)																
支出先	日本共産党村山地区委員会																
支出(領収書)の総額	5,581 円																
政務活動費の支出額	5,581 円																
活動年月日(期間)																	
場所																	
面談の有無																	
(有りの場合は相手方)																	
特記事項																	
領収書その他の証拠書類の添付欄																	
日本共産党山形県議団 様 新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込) <table><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>990</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></table> 8%対象 4,155 円(税抜) 消費税 332 円 10%対象 995 円(税抜) 消費税 100 円 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 しんぶん赤旗 領収書 2025 年 1 月分 5,581 円(税込) (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 領収年月日 1/31 扱者		日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497														
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990														
新やまがた	10%	1	300														
『議会と自治体』	10%	1	794														

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
資料購入費	33
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(1月分)	
支出年月日	令和7年1月30日(木)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2025年 01月 30日 00A250102827 ￥ 500 2025年 01月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費 2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町2-17-16 023-624-3945 担当印	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号																
資料購入費	34																
事業名、使途及び内容等																	
赤旗紙誌代(2月分)																	
支出年月日	令和7年2月28日(金)																
支出先	日本共産党村山地区委員会																
支出(領収書)の総額	5,581 円																
政務活動費の支出額	5,581 円																
活動年月日(期間)																	
場所																	
面談の有無																	
(有りの場合は相手方)																	
特記事項																	
領収書その他の証拠書類の添付欄																	
日本共産党山形県議団 様 新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込) <table><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>990</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>794</td></tr></table> 8%対象 4,155 円(税抜) 消費税 332 円 10%対象 995 円(税抜) 消費税 100 円 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 しんぶん赤旗 領収書 2025 年 2 月分 5,581 円(税込) (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103 領収年月日 2/28		日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	794
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497														
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990														
新やまがた	10%	1	300														
『議会と自治体』	10%	1	794														
按分による支出がある場合の記載事項																	
按分の率	(-)																
按分による政務活動費の支出額	(-)																
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項																	
政務活動費の支出額	(-)																

領収書等添付票

支出科目	整理番号
資料購入費	36
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(2月分)	
支出年月日	令和7年2月27日(木)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2025年 02月27日 00A250202827 ￥ 500 2025年 02月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費 2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町2-17-16 023-624-3945	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領収書等添付票

支出科目	整理番号																												
資料購入費	37																												
事業名、使途及び内容等																													
赤旗紙誌代(3月分)																													
支出年月日	令和7年3月31日(月)																												
支出先	日本共産党村山地区委員会																												
支出(領収書)の総額	5,767 円																												
政務活動費の支出額	5,767 円																												
活動年月日(期間)																													
場所																													
面談の有無 (有りの場合は相手方)																													
特記事項																													
領収書その他の証拠書類の添付欄																													
日本共産党山形県議団 様 しんぶん赤旗 領収書 2025 年 3 月分 5,767 円(税込) <table border="1"><thead><tr><th>新聞・雑誌名</th><th>税率</th><th>部数</th><th>金額(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>日刊「しんぶん赤旗」</td><td>8%</td><td>1</td><td>3,497</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>8%</td><td>1</td><td>990</td></tr><tr><td>新やまがた</td><td>10%</td><td>1</td><td>300</td></tr><tr><td>『議会と自治体』</td><td>10%</td><td>1</td><td>980</td></tr></tbody></table><table border="1"><thead><tr><th>8%対象</th><th>4,155 円(税抜)</th><th>消費税</th><th>332 円</th></tr><tr><th>10%対象</th><th>1,164 円(税抜)</th><th>消費税</th><th>116 円</th></tr></thead></table> 日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822 しんぶん赤旗 領収年月日 3/31  (取扱先) 日本共産党村山地区委員会 山形市小白川町 四丁目13-15 TEL 023-631-7103		新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)	日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497	「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990	新やまがた	10%	1	300	『議会と自治体』	10%	1	980	8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円	10%対象	1,164 円(税抜)	消費税	116 円
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)																										
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497																										
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990																										
新やまがた	10%	1	300																										
『議会と自治体』	10%	1	980																										
8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円																										
10%対象	1,164 円(税抜)	消費税	116 円																										
按分による支出がある場合の記載事項																													
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)																												
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項																													
政務活動費の支出額 (-)																													

領収書等添付票

支出科目	整理番号
資料購入費	39
事業名、使途及び内容等	
商工新聞(3月分)	
支出年月日	令和7年3月31日(月)
支出先	山形民主商工会
支出(領収書)の総額	500 円
政務活動費の支出額	500 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
領 収 証 日本共産党山形県議団 様 2025年03月31日 00A250302827 ￥ 500 2025年03月度会費 上記、正に領収いたしました 民商会費 民商会費2 商工新聞代 500 婦人部 青年部 共済会 郵送代 山形民主商工会 山形市南栄町2-17-16 023-624-3945	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	1
事業名、使途及び内容等	
A4コピー用紙	
支出年月日	令和6年4月22日(月)
支出先	株式会社サンデー
支出(領収書)の総額	2,348 円
政務活動費の支出額	1,174 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
別紙	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (1/2)	按分による政務活動費の支出額 (1,174円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額	(-)

B. 領 収 証

No 2332692

日本共産党山形県議団

様

入金日 2024年 4月 22日

金 額

百万

千

円

72348

収入
印紙

割印

摘要 コピー用紙 17

(非課税 円)

※印は軽減税率適用商品

外税

10%対象 2135 円 消費税等 213 円

内税

10%対象 円 内消費税等 円

※軽減税率

8%対象 円 消費税等 円

上記金額正に 現金・カード にて領収致しました。



山形県山形市前田町6-10

株式会社 サンデー前田店

TEL 023-642-4120

本社:青森県八戸市根城六丁目22番10号

取扱者

登録番号 T3420001005928

本領収証は社印および取扱者の押印またはサインのないものならびに金額訂正のものは無効です。

SUNDAY

サンデー前田店

TEL 023-642-4120 FAX 023-642-3623

http://www.sunday.co.jp

領収証

株式会社サンデー

登録番号 T3420001005928

◆毎週水曜日はポイント3倍! ◆
SUNDAYカード現金またはWAONでの
お支払いでポイント3倍! お得な
SUNDAYカードをぜひご利用ください

印0101 2024/ 4/22(月) 11:31

取7370 費:008201690

A 4上質国産コピー用紙 2,135

(5個 X 単427)

小 計

¥2,135

外税10%対象額

¥2,135

外税10%

¥213

合計(真正発行) ¥2,348

現金

¥10,000

お釣り

¥7,652

お買上商品数:5

WAON POINT会員募集中!

今すぐ会員登録でオトクにお買物!

http://www.smartwaon.com

[スマートフォン]で検索



領 収 書 等 添 付 票

支出科目		整理番号	
事務費		4	
事業名、使途及び内容等			
インターネット利用料・050IP電話利用料4月分(8,703円の1/2)			
支出年月日		令和6年4月30日(火)	
支出先		NTTファイナンス株式会社	
支出(領収書)の総額		8,703 円	
政務活動費の支出額		4,351 円	
活動年月日(期間)			
場所			
面談の有無 (有りの場合は相手方)			
特記事項			
領収書その他の証拠書類の添付欄			
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2024年 4月ご請求分 金額(円) ¥8,703- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先(無料) 0800-3330111 領 収 日 附 印 24.4.30 221481 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
按分による支出がある場合の記載事項			
按分の率		(1/2)	
		按分による政務活動費の支出額 (4,351円)	
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項			
政務活動費の支出額		(-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	6
事業名、使途及び内容等	
インターネット利用料・050IP電話利用料5月分(7,700円の1/2)	
支出年月日	令和6年5月31日(金)
支出先	NTTファイナンス株式会社
支出(領収書)の総額	7,700 円
政務活動費の支出額	3,850 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2024年 5月ご請求分 金額(円) ¥7,700- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3330111 領 収 日 附 印 出納済 6. 5. 31 山形銀行 県庁支店 (8) 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (1/2)	按分による政務活動費の支出額 (3,850円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	9
事業名、使途及び内容等	
インターネット利用料・050IP電話利用料6月分(9,003円の1/2)	
支出年月日	令和6年6月30日(日)
支出先	NTTファイナンス株式会社
支出(領収書)の総額	9,003 円
政務活動費の支出額	4,501 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2024年 6月ご請求分 金額(円) ¥9,003- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3330111 領 収 日 期 印 119860 24.6.30 ローソン山形 松山三丁目店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (1/2)	按分による政務活動費の支出額 (4,501円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	13

事業名、使途及び内容等

インターネット利用料・050IP電話利用料7月分(7,833円の1/2)

支出年月日 令和6年7月31日(水)
支出先 NTTファイナンス株式会社

支出(領収書)の総額 7,833 円
政務活動費の支出額 3,916 円

活動年月日(期間)
場所

面談の有無
(有りの場合は相手方)

特記事項

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
東日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、本欄2枚をお出しください。正印外でお支払いの場合は初取り取らないでください。

ご請求先氏名
日本共産党 山形県 議団 様
お客様番号
3001-0470-36362
2024年 7月ご請求分
金額(円)
¥7,833-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料)
0800-3330111
領 収 日 附 印
出納 6. 7. 31 山形銀行 県庁支店 (8)
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (1/2) 按分による政務活動費の支出額 (3,916円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額 (-)

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	16
事業名、用途及び内容等	
インターネット利用料・050IP電話利用料8月分(7815円の1/2)	
支出年月日	令和6年8月30日(金)
支出先	NTTファイナンス株式会社
支出(領収書)の総額	7,815 円
政務活動費の支出額	3,907 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無	
(有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2024年 8月ご請求分 金額(円) ¥7,815- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先(無料) 0800-3330111 領 収 書 日 押 印 出納済 6. 8. 30 山形銀行 県庁支店 (6) 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率	(1/2)
按分による政務活動費の支出額	(3,907円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額	(. -)

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	19

事業名、使途及び内容等

インターネット利用料・050IP電話利用料9月分(9945円の1/2)

支出年月日 令和6年9月30日(月)
支出先 NTTファイナンス株式会社

支出(領収書)の総額 9,945 円
政務活動費の支出額 4,972 円

活動年月日(期間)
場所

面談の有無
(有りの場合は相手方)
特記事項

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証

東日本ご利用分

ご請求先氏名
日本共産党 山形県
議団 様

お客様番号
3001-0470-36362

2024年 9月ご請求分

金額(円)
¥9,945-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先(無料)
0800-3330111

領 収 書 付 印

出納済
6. 9. 30
山形銀行
県庁支店
(6)

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (1/2) 按分による政務活動費の支出額 (4,972円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額 (-)

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	22
事業名、使途及び内容等	
インターネット利用料・050IP電話利用料10月分(8651円の1/2)	
支出年月日	令和6年10月31日(木)
支出先	NTTファイナンス株式会社
支出(領収書)の総額	8,651 円
政務活動費の支出額	4,325 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2024年10月ご請求分 金額(円) ¥8,651- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先(無料) 0800-3330111 領収日 附印 出納済 6.10.31 山形銀行 県庁支店 (8) 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率	(1/2)
按分による政務活動費の支出額	(4,325円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額	(ー)

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	24
事業名、使途及び内容等	
コピー用紙	
支出年月日	令和6年9月11日(水)
支出先	株式会社サンデー
支出（領収書）の総額	2,348 円
政務活動費の支出額	1,174 円
活動年月日（期間）	
場所	
面談の有無	
（有りの場合は相手方）	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
別紙	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率	（ 1/2 ）
按分による政務活動費の支出額	（ 1,174円 ）
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額	（ - ）



サンデー前田店
TEL023-642-4120 FAX023-642-3623
<http://www.sunday.co.jp>

領収証

株式会社サンデー

登録番号 T3420001005928

◆毎週水曜日はポイント3倍!◆
SUNDAYカード現金またはWAONでの
お支払いでポイント3倍!お得な
SUNDAYカードをぜひご利用ください
2024/ 9/11(水) 15:23 ｼﾞｬ0103

日本共産党山形県委員会
外税10%対象額 ¥2,135
外税10% ¥213

合 計 ¥2,348
但し 商品代として

現金等

上記金額正に領収いたしました
買上日 2024/ 9/11
※本書保管上のお願
財布・手帳にはさんで保管いただく
場合、印字面を内側に折り保管
をお願いします。
領収証No. : 01034266

取4267 担当 008201693

ｼﾞｬ0103 2024/ 9/11(水) 15:23
取4266 責:008201693

A 4 上質国産コピー用紙 2,135
(5個 X 単427)

小 計 ¥2,135
外税10%対象額 ¥2,135
外税10% ¥213

合 計 ¥2,348
現 金 ¥3,000
お釣り ¥652

お買上商品数:5

WAON POINT 会員募集中!
今すぐ会員登録でオトクにお買物!
<http://www.smartwaon.com>
[スマートワオン] で検索



領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	26
事業名、使途及び内容等	
インターネット利用料・050IP電話利用料11月分(8757円の1/2)	
支出年月日	令和6年11月29日(金)
支出先	NTTファイナンス株式会社
支出(領収書)の総額	8,757 円
政務活動費の支出額	4,378 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2024年11月ご請求分 金額(円) ¥8,757- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先(無料) 0800-3330111 領 収 日 附 印 出納済 6. 11. 29 山形銀行 県庁支店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (1/2)	按分による政務活動費の支出額 (4,378円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	29
事業名、使途及び内容等	
インターネット利用料・050IP電話利用料12月分(7,709円の1/2)	
支出年月日	令和6年12月27日(金)
支出先	NTTファイナンス株式会社
支出(領収書)の総額	7,709 円
政務活動費の支出額	3,854 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2024年12月ご請求分 金額(円) ¥7,709- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3330111 領 収 日 期 印 出納済 6.12.27 山形銀行 県庁支店 (6) 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (1/2)	按分による政務活動費の支出額 (3,854円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領 収 書 等 添 付 票

支出科目	整理番号
事務費	32

事業名、使途及び内容等

インターネット利用料・050IP電話利用料1月分(7,885円の1/2)

支出年月日 令和7年1月31日(金)
支出先 NTTファイナンス株式会社

支出(領収書)の総額 7,885 円
政務活動費の支出額 3,942 円

活動年月日(期間)
場所

面談の有無
(有りの場合は相手方)
特記事項

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
東日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、左側の紙をお出しいただき、上記以外でお支払いの場合は、切取をしないでください。
(金融機関・CVS用)→お客様

ご請求先氏名	日本共産党 山形県 議団 様
お客様番号	3001-0470-36362
2025年 1月ご請求分	
金額(円)	¥7,885-
受取人	NTTファイナンス株式会社
お問合せ先(無料)	0800-3330111
領収日附印	出納済 7. 1. 31 山形銀行 県庁支店 (6) 収入印紙貼付欄

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (1/2) 按分による政務活動費の支出額 (3,942円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額 (-)

領収書等添付票

支出科目	整理番号
事務費	35
事業名、使途及び内容等	
インターネット利用料・050IP電話利用料2月分(8,053円の1/2)	
支出年月日	令和7年2月28日(金)
支出先	NTTファイナンス株式会社
支出(領収書)の総額	8,053 円
政務活動費の支出額	4,026 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2025年 2月ご請求分 金額(円) ¥8,053- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3330111 領収日附印 出納済 7. 2. 28 山形銀行 県庁支店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (1/2)	按分による政務活動費の支出額 (4,026円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (-)	

領収書等添付票

支出科目	整理番号
事務費	38
事業名、使途及び内容等	
インターネット利用料・050IP電話利用料 3月分(7,947円の1/2)	
支出年月日	令和7年3月31日(月)
支出先	NTTファイナンス株式会社
支出(領収書)の総額	7,947 円
政務活動費の支出額	3,973 円
活動年月日(期間)	
場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方)	
特記事項	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
電話料金等払込受領証 東日本ご利用分 ご請求先氏名 日本共産党 山形県 議団 様 お客様番号 3001-0470-36362 2025年 3月ご請求分 金額(円) ¥7,947- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先(無料) 0800-3330111 領収日附印 119860 25.3.31 ローソン山形 松山三丁目店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按分による支出がある場合の記載事項	
按分の率 (1/2)	按分による政務活動費の支出額 (3,973円)
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額	(-)